

監獄協會雜誌

第參拾參卷
第八號

中華民國二十一年一月二十日發行

目次

論	廢劍論(承前).....	櫻岳生.....(一)
講	演(自由平等思想に就て(承前)).....	東京帝國大學文學部 助教 櫻田經綸.....(六)
統	計(大正九年六月中入出監並月末在監人員表外三表)	大島正徳.....(一六)
譚	叢(時事だより).....	甲突生.....(三)
寄	書	監獄衛生雜感.....
	受刑者の見たる英國監獄制度(五).....	金澤石崎貧樂生.....(三)
	意志の薄弱.....	丁英生.....(三)
雜	纂	予は看守諸君と語る(三九).....
	予は看守諸君と語る(三九).....	豊多摩勝水淳行.....(四)
	藥籠.....	典獄有馬四郎助.....(五)
通	信(少年夏季講習會).....	大阪荊屋老龜.....(五)
	〇彙報.....	〇叙任.....
	〇公文.....	〇新刊紹介.....
	(五)

監獄協會雜誌第叁拾叁卷第八號

論 說

廢劍論(承前)

櫻岳生

司獄官の帶劍が案外無益有害であり、且つ時代に適合せぬ無意義の滑稽事たるは、既に述べた如くである、然るに因習の久しき何人も深く意に介せずして、平然として今日尙ほ其愚を敢てしてゐるのであるが、一たび氣が着いて見れば自ら失笑を禁じ能はざると同時に、蠻風の一日も存すべからざるに想到せずして止み得る者はあるまい、若し止み得ると云ふ人あらば、其は果して時代に醒めた人であらうか、吾人は残念ながら未だ時代を解し得ない舊式頭腦の所有者たるを惟はざるを得ない。

世には俗耳に入り易い多數説に迎合するを以て能事とする、平調論者の尠なくないことを吾人は知つてゐる、而して若し一步でも進んだ議論をする者があれば、彼等は常に之に反對するに先づ尙早を唱へ、其言葉の下に總ての不定見を掩ひ隠し、以て自ら賢しとすることも認めてゐる、だから識

者の前には佩劍が無用の長物たること、今更釋明する必要がないにしても、尙早を唯一の慣用語とする平調論者の爲めには、聊か論評を試みる必要が無いと思ふ。

第一、佩劍は威嚴を保つに必要だと云ふ、一應尤ものやうであるが一步ふみ入つて考ふれば、斯く思ふは矢張皮相の見であつて、佩劍其物には何等固有の威力ある譯ではない、之を用ゆる其人物如何に依つて偶々其效力を示す場合あるに過ぎない位のもので、之れ逆も佩劍に依つて人物が威嚴付られるのでなく、人物の方に依つて適當に利用せらるゝまでのことである、故に主客轉倒して佩劍が威嚴を與ふるかの如く思惟するは、無分別の至りである、要するに威嚴は人格の産物であつて、人格より出てざるものは俳優の扮装に等しく、悉く虚飾たるを免かれない、虚飾は欺瞞を意味する、欺瞞に依つて今は人の威服せらるゝ時代でない、元來司獄の職務其物が絶対に虚飾欺瞞を加味すべきものでなく、司獄の眞諦は唯だ全く純眞無垢なる嚴父の心情を以て臨むにあることは、廿世紀の司獄官として誰れ一人異議ある筈もない、従つて嚴父の心こそ威嚴の基であることも知らない筈もないのである、然るに何事ぞ今日尙ほ物騒千萬なる帶劍に依つて威嚴が保てるなど、幼稚な舊思想に囚はれる如きは、是等は時代錯誤の最も甚だしいものでなくして何であらうか。

第二、帶劍せなければ危険であると云ふ、詮じ来れば之も杞憂に過ぎない、今日の在監者が司獄官の帶劍に怖れて暴行を控へ、丸腰に乗じて暴行を敢てすると見るは、其實際を極めざるに坐する誤解と云はなければならぬ、彼等の心理状態は決して普通人のそれと變はることはない、今日の民衆心理に

警察官の佩劍に恐縮して暴行を控へ、佩劍なきに乘じて暴行を敢てせんとするものありと思ふ者があらうか、蓋し今日の民度では斯かる馬鹿氣た考へに支配せらるゝ者あり得るとも思へない、論より證據現に動もすれば民衆運動の勃發せんとする東京の真中に於ける警察官の活動する時の實況に徴するに、警察官は止むなく制規の帶劍はするが笑止千萬にも、彼等は皆な大なる麻紐を以て、悉く劍柄を嚴重にからめ、公然と拔劍不能の用意を嚴命せらるゝ故に公衆は一見して警官の拔劍不能を知ると雖ども之れが爲めに一人の殊更に危害を加ふる者なきは、事實の證明する所である、然かし受刑中の在監者は事情が異なると云ふかも知れぬが、心理の原則は如何なる場合にも同様で、矢張り暴に出づれば暴に返へり、恩に出づれば恩に返へるが道理であつて、在監人と雖ども平和の態度に出づれば必ず其心情を和げ、暴を以て暴を制するよりも、却て容易に之を制し得る事實は、少しく思ひを遇囚に致す者の皆な經驗する所であるまいか、又た從來警官が佩劍を以て賊と闘ひ之を取押へた例は絶無ではないが、併し極めて稀有であつて其多くは殆んど皆な刑事巡查が赤手奮闘の結果ならざるはない、それと同様に監獄側にも同じ意味に於て人に期待せられた如く、佩劍は多く其用を爲さずして唯だ赤手奮闘の働さる由る事の多いのは、之を否定する譯には行かぬ、此の如く佩劍は却つて危険であり、而して佩劍せざるが寧ろより遙かに安然であることは間違ない。

第三、劍は佩用者に氣丈を感じしむると云ふ、身に寸鐵を帯びずして敵地に入るは心細しと、古來何人も感ずる所のやうである、是は只今でも多くの人々が敵地ならぬ暗夜薄暗き途をも手ぶらで行けば

何となく心淋しく思ふが凡情である、けれども是は矢張凡情であつて、聊か其氣味のあるは事實であるが、然かし苟くも奉仕の役目ある人にして、斯かる卑怯なる不徹底の氣力精神にては、所詮其職責を全うし能はざるは、推知するに難からざる所、其他を云ふに足らざるほどに低格を物語つてゐる、是等の理由を以て此蠻風を存するには、餘りに高價に過ぎる、吾人は之を一顧にも價ひせないものと思へる。

第四、在監者の司獄官に對する崇敬の念を増すと云ふ、是れ亦た思はざるの甚だしきもので、彼等は決して帶劍を見て偉らしと思ふのではない、矇昧無智の野蠻人ならばイザ知らず、大正の日本人としては最早左様の譯のもてない、理智の發達せる今日に於ては、古き偶像的崇敬心は段々變化して人格崇敬と爲らざるを得ない、否現にさうなつてゐる、故に佩劍の有無を以て之を云爲するが如き、餘程の時代後である、然るに反り身になつて長劍を按じ、之れ見よがしに偉らさうに彼等に臨めば、彼等は噴飯を押へて腹中で舌を出してゐるのである、人格を中心とせなや崇敬心は如何なる方法で以てしても、悉く皆なさう云ふ結果にならざるを得ない、之を是れ悟らずして今頃猶ほ佩劍を其具に供せんなど云ふのは、今日の流行語を借りて云へば先づ以て大々の改造を其頭腦に加へる必要あることを直言せざるを得ない。

何れの點から論ずるも、佩劍の必要は無いのみならず、寧ろ害があり、而して四海兄弟と云ひ同胞國民と云ひ、今や其思想が段々と國家社會に具體化されんとする場合に於て相親しみ難き、舊式なる

反家族的の風習を何て改め得ないのであらうか、吾人は之が理由の發見に苦しまざるを得ない、昔は官僚主義の一として官民相親しむを餘り悦ばなかつた、それも相親しては弊害が多いと見たからであるけれども之れ亦た噓に懲つて遂に食を廢せし痴人の類たるを免れまい、聞くが如くんば警察側にては今や着々廢劍の爲めに調査の歩を進めつゝありと、さもあるべき事と思ふ、果して然らんには我司獄官のそれはどうする積であらうか、後塵を拜してオメ／＼後から廢する積りか、それとも依然として其儘で置くか、何れにしても餘り氣の利いた話でないから、寧ろ大勢を達觀して率先して之を斷行し以て他に其範を垂れるのも亦た快ではなからうかと思ふ。(完)

未成年囚教育論

典獄 莊 田 經 繪

若し夫れ以上に論ぜし所を以て見れば教育の目的は之を倫理學上に求め、其手段は之を心理學上に尋ねざるべからず、即ち教育の基礎を此の二者に置くべきことの正當なるは亦争ふべからざる所なるが故に、先づ倫理的より始め次に心理及教育に及ばんとす、抑も倫理説は其數甚多く觀察の方法によりては幾様にも分つことを得其分類一樣なちず、今ウツトの著せる倫理學第二卷道德的世界觀の發達中に記述せる分類の第二なる目的論に基く分類法に従ひ、更に其一小分類なる自律的倫理學説即ち個人的幸福主義(主我主義)一般的幸福主義(功利主義)及個人的進化主義、一般的進化主義に分ちたるの分類を襲用して、教育は其孰れに論據を求むべきかを論ぜんに、幸福主義(Eudaimonismus)は教育上には之を用ゆべからず、其理由に付てはラインの言を援用するを便宜なるを思料せり、氏の著教育學第三版六十九頁以下に於て論述せる要を摘記せば、曰く如何なる形狀を以てするも幸福主義は教育上には危険にして採用すべからず、殊に幸福主義には功利主義(Utilitarismus)を結合せるを以て此功利主義は直接使用すべからざるもの、又は利益なしと認めらるゝものは悉く之を蔑視するが故に、理想的の努力は漸く消盡し去られ、社會及各個人の高尙なる發奮を阻害し、道德的品性の頹敗を誘致するに至ると、此記述中に謂ふ所の危険の説明に付きウツトの言を藉りて少しく補足せんに、快樂又幸福(學

者殊にアリストテレス派及び是以降の學者にして幸福と快樂とを同視するもの多きにより姑く此見解に依る)は甚不確的なり、快樂は或は徳行の結果なることあり、或は非行の結果なることあり、例へば節制の行爲も不快樂を生じ、不節制の行爲も快樂を伴ふことあるが如し、是感情の作用によりて生ぜし唯抽象のみ、實際只快樂あるものあることなし、故に此主義は以て行爲の標準となすに足らざるなり、然らば進化論的倫理説は如何、個人的進化主義は之を精細に研究せば道德的自己發達の義務に甚だ重きを置くの長所を外にしては其主義者の所謂自己完成の範圍を出でず、而して此自己完成主義なるものは名稱こそ異なれ其實質は畢竟幸福主義に合一すべきものなるが故に、前に幸福主義に就き述べたる所と同一の理由により採用し難し、若し夫れ一般進化主義に至りては其唱ふる所大略下の如し、此説は道德生活の主體を一般思想に歸し、社會の意志の前には個人意志の獨立を認めず、即ち各個人は社會意志の爲めに自己の意志を犠牲に供すべしとなし、其所謂社會意志が個人意志を離れて別に存在し得ることは生理學上腦の細胞が進化して精神作用てふ統一現象を生ずると同様に、社會中に存する各個人の頭腦は細胞の如く互に連絡して社會精神を形成するに因るものなりとなし、社會精神は一面には社會の精神生活に現はれ、他の一面には物質生活例せば國家社會の經濟的生活、政治若くは道德生活等に發現し各個人の義務は是等の社會生活を進歩發達せしむるにありて實際上に於ては分業として行はれ、身體の各感應が相助けて個性の生理機能を促がす如く、社會にありても分業の力によりて而かも相互に相助けて進歩發達するものなり、之を要するに社會の各員は普通の知識技能を有し

其中殊に又専門に通曉せる事ありて互に交換し得る所に社會は進歩發達をなすに在り、此説は畢竟する所社會意志を道徳の規準となすに歸するが故に、先づ以て社會意志が那邊に存するかを定めざるべからず、然るに實際上に於ては有識者は別として普通人殊に犯罪者の多數を占むる即ち精神的缺陷を有し、若くは知識の程度低き者に取りては之を明知すること左迄難やすからず、加ふるに犯罪人をして其非違を改めしむる上より觀るに古來の習慣の然らしむる所とは云へ個人の履踐すべき道徳的規範の以て遵守すべきを説かんか彼れと雖ども心中に於て之を首肯せんも、之に反して其社會意志の尊重すべきを理由として其改善を迫るや彼れ等の心中果して直ちに之を首肯するや否やは疑なき能はず、然りと雖ども一般進化主義は兎にも角にも現代に於て最も優れる主義なりと斷言するを憚らざるなり唯だ夫れ未成年囚は前記の如く概して心的能力低級なるのみならず、道徳程度も亦た頗る低く、又は殆んどなきものさへあるを以て之に適當なる倫理主義は倫理學上より見て縦し劣等なるべきも却つて通俗的のものを實益多しとせずや、他の語を以て之を云へば先づ楷梯より初めて漸進するを可なりとせずや、ゲーテ曰く假令世界は一般に進歩すると雖ども、少年は常に又其當初より之を始め、而して個人として世界開化の諸時限を經歷せざるべからずと、カントは亦云へらく、一個人に於ける教育は一般に人類の時代を通過して其開化に則らざるべからずと、二家の此言は少年の心理を穿ち得て其天才の光輝を仰がざるを得ざるなり、然り而して未成年囚は此歷程の初歩に在るものなるが故に其の自律的内心律を擧示し自から向ふ所を知らしむるの便宜なるに若かず、而してヘルバルト派の採用せる五個

の理想型は蓋し其最も平易にして且つ比較的完全のものなるを以て之を理想とし、此理想型 (Musterbildern) に心的状態を向上し之に合一せしむるに努力せんには終に克く人格理想を化體せしめ、克く人格理想を完成し所有ゆる不良の欲望より獨立自由の存在を支持し、且つ永續する境地に常住するに至るを得べけん、唯夫れヘルバルト倫理説の短所は意志の形式的關係と倫理的内容とは何等關係を有せざるものなるにも關はず、強て關係あるもの、如く之れが分疏に力め道徳的根據を明かにする點に存せり、要するにヘルバルトの倫理説は全然無瑕のものにあらざれども、道徳的生活の種々相を細心に形式的に區別せる其犀利なる眼光は道がは一思想家の名を辱かしめざるものと評すべきなり、今此の所謂ゆる理想型に付き其内容を觀察すると俱に亦た其未成年囚教育に對する價値如何を考究せんとす第一内心自由の理想 (Idee der inneren Freiheit) 所謂内心の自由は即ち誠なるものは他の壓制檢束を要するなく、自から能く良心の自由なる決斷に従ひ獨立なる善行を爲すこと是なり、語を換へて云へば此理想は意志の方針を示すものにして、意志の合一調和を以て終極の目的となすにあり、之を未成年囚の上に就て考ふるに、未成年囚は自から自己の意志を確定すること能はず、隨て意志の制定に充分なる基礎を與へ難し、之れに代りて意見を立て其意見に基きて意志の方向を定むるを要す、然るに若し罪囚が教育者に對し不從順ならんには折角の努力も徒勞に歸するを以て其從順は最も肝要なり罪囚にして克く從順の資を具へ、教育者の指導する所を遵守し、専ら其意見を實行して怠りなく、漸次習熟を遂げ終に過誤なきに至らば動機と欲望の奴隸たるを免がる、斯の如くにして罪囚の意見漸

く發達し教育者の代理作用輕減して、自から道德的規定に自由なる服従を捧げ得るに至らんには茲に始めて良心と行爲は相合致し、所謂知行合一の實現を見るべきなり、第二完全の理想 (Idee des Vollkommenheit) 是即ち意志の分量的關係を示すものなり、而して分量の大小は意志の強勢なるや否や、周到なるや否や、意志の總量は總動作と一致するや否やによりて定まり、意志にして克く強勢に、克く周到に、克く相互統一するときは審美的快感を惹起し事業の成功を得べきも、若し然らずして之に反せば薄志弱行にして事を成し難し、乃ち知る、所謂完全とは意志の鞏固、多方及一致を云ふ、此完全を達成する手段としては必ず勉強、忍耐、剛毅が缺くべからざるは言を俟たず、之を未成年囚に就て云へば作業に精勵せしめんが爲め之に關する訓示及教誨に力とめ、役業を怠るものあらば之を嚴罰し若し出來得べくんば罪囚の意志を試験する方法を設けられんことを望む、其試験方法は之を例令は時々罪囚の居房又通路其他の箇所豫め嗜好する食物又は其他金品を置きて目に觸れしめ、終に欲求に耐へずして竊取するや又は其情を抑へ得るやを試み、又は數日間監督者に於て成るべく之に近接せざる態を粧ひ、彼をして心の儘に振舞をなすに委し、而かも猶も且つ細心の注意を以て間斷なく勉強を持続し得るや否やを判定する等、屢次斯の如き試験を連續するに在り、固より此の如き方法を實行するには刑期長からざれば充分其目的を達し難きにより、少くとも凡一年六月以上の量定必要なりと思惟せらる、然りと雖ども或者は意外にも迅速に意志の完全を達成するものなきにも限らざるべし、尤も爾かく速に善に遷りし者に對しては一般豫防の上よりする所の觀察は姑く措き、特別豫防のみよ

り之を論ずれば最早繫獄の要なきが故に、此の輩に對して假出獄の恩典に浴せしむべきは言を俟たずと雖ども、只だ惜むらくは現行の假出獄制度に依れば假出獄後の監督手續ありて其期間中は未だ悉く自由を與へず、假令へば毎月一回住所地の警察署へ出頭して監督を受けること、旅行するには認可を経るを要すること等の如し、是等の手續が假出獄者に及ぼす關係は舊刑法の下に行はれたる監視制度の其れの如く深刻ならずと雖ども、幾分は其面影を茲に看るの感なしとも云ひ難く、假出獄者の身上に取りて見るときは警察官署へ出頭せざれば規定に背き、已むなく出頭せんか世人に前科者たるを覺知せられんことを之れ恐る、此時その内心の艱苦如何ぞや、延ては就職其他に影響ありとせば猶更らることならずや、若し苟くも在獄中の行狀悪しきものにて満期出獄者は斯る人知れぬ苦しき監督を受けるなきに、折角恩典に浴しながら普通の出獄者にさへ見ることなき艱苦を嘗めざるべからざるを悲しむと云へる愚痴を零ぼすものなしとも限らざるなり、願ふに若し能ふべくんば假出獄者の取扱を今少しく寛大にし、尙未成年囚の假出獄者に對しては特に不定期刑の制度を採用せられんことを切望す第三好意の理想 (Idee des Wohlwollens) 夫れ人の生存を遂ぐるが爲めには生存競争は必然社會に起るべき理想にして其私利を之れ營みて止まざるなきよりして社會人類の結合を破壊して迄も他人に損害を加へ權利を蹂躪するの虞なき能はざるなり、此の時に方り斯る害毒を克く未然に於て防遏し得る爲には即ち好意の存する在るを要す、而して好意の反對は惡意なり彼の嫉妬殘忍讒誣並に他人の好事を阻害し、其他惡事を希求するものは悉く惡意の作用に外ならず、左れば惡を除きて好意の伸暢を計らぶ

るべからず、惟ふに彼れ未成年囚が其罪を犯せしや殆んど此惡意の祟りならざるはなし、故に之を改善に導くの途は須く好意の發達を誘起助長して惡意を撲滅せざるべからざるや論なし、是れが方策として若し出來得べくんば或期間の行刑を経たる後數囚を群居せしめて相互間に於ける好意的動作の有無程度狀況等を時々試験し其進歩發達の爲めに之れが教養に努力せざるべからず、彼の愛と云ひ、慈悲を稱し、仁を唱ふるも此好意を呼ぶ所の命名の異同に過ぎざるに想到せば好意の重んずべきや知るべきなり、誠やヘルバルトは五個の理想中此の好意の理想を最も重んじたり、是れ氏が汎愛派の影響を受けて然るにあらずして、社會の存立上最も緊要なるに職由すればなり、然らば則ち罪囚教養上誰れか好意を重要視せざるものあらんや、第四通義の理想 (idea des Rechts) 蓋し此理想は二個以上の意義が一物體に對して其所有を争ふ時に發する意志の關係を定めんが爲めに其必要を見る、而して本來斯る争は極めて忌むべきものなるが故に、之を裁定すべく法律の在るあり、隨て人は法律に従順ならざるべからず、法律は國家の承認して制定されるものなるが故に法律を遵奉せざるは即ち國家に對して抗争を挑むものなり、苟も國家の一員たる以上は國法を重んじ之に遵はざるべからず、之を公より云へば皇室に忠にして國憲を重じ、之を私より見れば義務を盡すの心となる、此心や獨り法律を遵奉するのみに止まらずやがて道德の批判に服従することとなり、即ち公共に盡し長上を敬すること禮讓正義等の類悉く此算法心の内に包容せらるるは言ふ迄もなし、若し普通人は勿論未成年囚をして違法の行爲なからしめんとせば、法律及道德の制裁の以て恐るべきが故に之に服従するにあらずして、尊

重すべきにより之を守り、是れに従順ならざるべからざることを諒解せしめ、苟も訓示、教誨其他監督者の局に當るものは須らく此心を以て彼等を良民に導かざるべからず、第五公平又報償の理想 (Ehre der Billigkeit oder der Vergeltung) 夫れ兩者の意志相衝突して損害を加ふれば惡報あり、之に反して他人に利益を與ふれば報恩あり、而して其報償は原因と適應して平衡を得るを要し、其報恩は受益に對比して過剩を期せざるべからず、是即彼の理想にして忠孝奉公の如きは後者の發見にして、投獄刑死の如きは前者の確證なり、誰かは此看易き因果の理法を知らざるべき、されど其實行に至りては誰れかは其難きを争ふべき、未成年囚や彼れ淺墓にも遁れ難き惡事を行ひしものなれば、此輩に對しては一方には因果の實例を示し以て因果必至の信念を鞏固不動のものたらしめ、又一方には信賞必罰を彼れ等の動作の實際上に勵行するを要す、聞くが如くんば佛國メットレー感化院に於ては生徒が每一週間に何等の惡事なかりせば各名譽旗を以て之を表彰し、又一週間に生徒の行狀を評價し採點して其優等者には名譽表を與ふとメットレー感化院は獨立したる數戸の小棟を建築し、一戸十人を限りて一家族となし、之に家長、副家長を以て生徒を教養するものなるが故に、斯く短期間の行狀を精査し、延ひては信賞の嚴密を致し得るものなれども、我邦少年監獄は感化院と趣を異にせるが故に必ずしも同一の取扱をなし易からざるもの多ければ直ちに之を監獄に轉用し難し、然れども若し假りに未成年囚を取扱へる當該職員の増加を得れば行狀審査期間をして一般罪囚に對する行狀審査期の其れに比し成るべく丈之を短縮し賞表賦與の規定を改正し得べくば、未成年囚に限り成るべく短期間に屢次之を

賦與し若し行狀に不良の點あらば之を訓諭し若しくは之を處罰することゝなさば必ずや其效果の今日に比して著しきものあらん。

以上論じて爰に至れば、論者或は云はん、德育の以て然るべきは姑く之れを爾の説に聽くも、未成年教育は獨り德育に止らず、智育も其範圍に屬し、體育も亦其任務となすべきに、獨り德育を以てのみ教育の目的となすは如何んと、論者の問や肯綮に中れるを喜ぶ、然り、予は德育を以て教育否な未成年教育最後の目的となさんとするものなり、ヘルバトがニイコイエル倣うて一般の教育を通じて悉く其の目的を德育に置きしは議論の餘地なきにあらざれども、未成年因に在りては全く徳義を缺如せるものなるが故に、理論上の當否は姑く措き徳の注入は最も急務にして、剩さへ刑期に制限の在るありて之が教育の爲には其短を感ずる所なるを以て、此輩に對しては德育に全力を注ぐも現今の如く其期間平均が一年若くは二年以内位の程度を出でず、而して未成年因に對する教育は素と行刑と併せ行ふ教育にしなければ普通小學校に於けるが如く多くの時間を教育にのみ與ふるを得、現今にては概して一日の教育時間は三時間位に過ぐる能はざるが故に、教育の爲めには其の短さを感ずる所あるを以て此輩に對しては德育に全力を注ぐも、智育も德育の氣分にて教授し、勿論此外體育は必要なりと雖ども是亦成るべく徳の養成に資する方面、即ち勉勵忍耐等の諸徳の實行に耐へ得る様なさんとするものなり、或者は又云はん、爾の庇護する倫理説は他律説なりと、皮相より見れば論者の言の如きも前示の理想型は則ち然らず自ら爲すべきものなるが故に之を爲す底の信念を以て爲すべきを望むに在

るが故に全く自律的にして、彼れ法律の夫れの如く制裁畏怖に根柢を置く所の他律的のものとは其質を異にせり、殊に知らずや我國は萬世永く世界に卓越し、其の精華は畏こくも之を教育勸語に於て宣明し給ふ、之れ臣民の天壤無窮に遵奉すべき道德の典型なり、而して前敘理想型は此聖勅に符合することを、果して然らば此主義は我邦に於ける教育上の基礎に最も適當なる倫理主義にして、我邦の未成年因を導くにも亦切實なる倫理主義と云ふも過言にあらざるべし。(未完)

講

演

自由平等思想に就いて (承前)

東京帝國大學文學部
助教授 文學士

大島 正 徳

以上述べましたやうに事實の上に於きましてデモクラチックの思想、即ち自由平等の思想が現はれて來た。さうして民衆が勢力を占めて來た。其力が認めらるゝやうになつて來たのは事實であります。之を理論の問題として考へて見るとどういふやうになるかといふことが次の問題であります。私は先づ自由平等思想といふものが若し理論的に認めらるゝならば、如何様な意味に於て認めらるゝかといふことを御話しやうかと思ふ。之れに由つて此の種の思想に就て、やゝもすれば起り易き所の誤解若くは弊害といふやうなものを理論的に指摘することに依つて正當に解釋さるべき自由平等思想といふものはどういふものであるか、如何様な所に根據を有するものであるか、又正當ならざるものはどういふ風な解釋になつたものであるかといふことを明かにしようと思ふのであります。

自由平等思想は私の解釋する所に依りますると、所謂人格觀念——人格觀念といふと甚だ硬張つた言ひ方でありますが、要するに人の人たるべき所以といふ點に考へ合せて、此自由平等思想は何て

講

演

(七一)

あるかといふことを理解することが出來ると思ふ。さうして其處に自由といふ意味も本統の意味に於て理解することが出來る。又平等といふ意味も本統の意味に於て理解することが出來る。従つて動もすれば其自由平等思想から今日起る所の弊害に對して、豫め防備することも出來やうかと思ふのであります。人の人たる所以、即ち人格觀念といふことの説明に付きましては、學問の上に於きまして、即ち論理學であるとか、心理學であるとか、哲學であるとかいふ學問に於きまして、學者が彼是なか／＼むづかしい説明の仕方を致して居りますけれども、爰ではさういふ解釋をしようと思ふのであります。極く我々の常識で理解出來るやうな意味に於て此人格觀念の説明をして行かうと思ふのであります。

それは何であるかといふと、人の人たる所以、人格觀念に付て一番大切な所を成すものは何であるかといふと、人間といふものは自由意志的存在である。斯ういふと是も一種の學問的名詞の形になりました。硬張つた言ひ方でありますが、要するに我々は自分の思ひ、自分のすることに付ては自分の意見の自由でして居るのである、尤も他人に命令されることも澤山あります、又餘儀なくして居ることも澤山あるが、それにしても自分の意志に依らなければならぬ、他人が命令するからといつて、他人が自分の手を引張つて居る譯ではない、自分の意志が他人の志見を承けて、それでやらうと思つて自分の意志でして居るのである、自分の命に従つてやつて居るのである、斯ういふやうに自分の思ひに従ひ、自分の意志に従つてやることは、是は人間の生活に於ける所の大事な事實であつて、

何人も之を枉げることは出来ないであります。所謂道徳といふものは善惡に關して、善いことをし悪いことをする所の道徳といふものは何に基いて居るかといふと、我々は自由意志の生き物であるからであります。若し自由意志がなかつたならば、善いことをすることも、悪いことをすることも、又善いといふことを感じて更に改めて行くことも出来なければ、悪いといふことを感じて之を直して行くことも出来ない、我々が善惡に關して責任を持ち、自ら修養することが出来るといふのは何であるかといふと、我々に自由意志があるからである。だから人間が人間として生きて居るといふことは、即ち人格者として生きて居るといふことは自由意志の働をやつて居るといふことである。従つて人間といふものは自由を求むるといふことは明白なことである、なぜかといふと、自分は自由意志的存在であるからであります。斯ういふ點に自由思想といふものが起るべき理由がある。如何に之を否定しやうと思つても否定することが出来ない。寧ろ此理由の何であるかといふことを明白にして、さうして其缺陷に向つて充分なる注意を加へることが必要である。斯ういふ風に人は自由意志的存在である。従つて自由を求むるといふことは我々の内心に於て偽はることの出来ない事實でありまして之を段々説明すると色々な説明の仕方がある、先づ最も内面的なる心の中から解剖して見ると、誰でも自ら思ひ考へるといふことは自分の勝手であります。色々なことを思ふといふことは、尤も思はせられて思ふこともありますが、思つて居るのは自分の意志に依つて思つて居るのであります。即ち是は内面的の自由であります。黙つて居る人も思つて居るのである。此思つて居ることは色々であらう、そ

れこそ大きくいふならば、星の世界まで行つても、太陽の奥まで行つても宜い、此思ふことは最も自由なものである、是は人間の精神生活に付ての特徴である。此人間は思ふといふことがなければ人間としての意義はない。是は何人にもある事實でありまして、其思ふことに淺いか深いとかいふことはありませうが、色々な思つて自由に活動して居るのであります。是はちよつと哲學説見たやうなことを言ふのでありますが、或人は總てのことを疑ふて見た、色々な人から聞いたことは偽りが多いから人から聞いたことを皆疑ふ。眼から見たり、耳で聞いたことも随分見聞遠つたり、聞き間違つたりする、さういふことを疑つて行つて、所謂世界の前に在る所の一切のものを遠ふて見た、けれども自分が疑ふて居るとか、考へて居るとか、今思つて居るとかといふことはどうしても偽はることが出来ない。色々疑はしいやうに思つても今自分が疑つてをるとか思つて居るとかといふことはどうしても否定することは出来ない、それ故に思ふといふことは疑ふことは出来ない、其の思ふ者は即ち我であるから我は在るといふ結論を出して、始めて我の存在といふものを證明したのである。我は色々なものを疑ふて居る、疑ふて居ることは疑ふべからざるものであるからそれ故に疑ふて居る所の我は在るといふことになつて、我疑ふ故に我在りといふ結論を或哲學者がしたのであります。是は何かといふと、我々の思ひ考へて居る、心を自由にして居ることは一番確なことでありといふこととあります。是は内面の自由的活動であるから、或々人間の本質は内面的の自由活動といふことになる。是はどうしても否定すべからざる事實である。即ち我々人間の性質はさういふ自由活動に内面性の大事なもの

を持つて居るのである。是は取ることも止めることも出来ない。人間の人格としては自由といふものが其處に根柢を發するのであります。恐らく囚人となつて牢屋に居る時は何が自由を得て居るかといふと、色々心を驅け廻らして居るといふ自由を有つて居るのである。物を見ることも聞くことも出来ないから、心の中に色々なものを思つて居るのである。是丈は緩みてあつて取ることが出来ない。斯ういふ風に内面的に自分の思ひの上に於て思ひを自由に働かして居るといふことは、是は人間の内面的の事實、人間に去ることの出来ない事實で、是は人間が人間として生活することに大事なことでありまして、さういふ思ひが働かないときは失心者であつて、さういふ人は死んだやうな人である。斯ういふ内面的の自由活動、即ち我々には思ひといふものがあつて、其思ひを働かせるといふことは我々の心活動である。其思ひを口に出して言はなければならぬことがある、又其思ひが人から妨げられてはならぬといふことが出て来る。是は信教の自由、即ち神様が有ることを信ずる佛様があることを信ずる、斯ういふ内面に直接關係のあることである。是は許して貰はなければならぬ。即ち憲法にも信教の自由は許されてある。又言論の自由といふのも矢鱈に壓迫されると困る。又危険思想などは物の言ひ方にも依るから注意しなければならぬが、併し内面に思ふことは自由であるから、其思ふことを口に出さういふことを得ないのは已むを得ないのであります。其思つて居ることを出して求めなければならぬのは、是は人間に持つて生れた要求であります。勿論之を絶対に許すとかいふやうなことは近頃の喧しい問題であります、大體の方針として人の思つて居ることは言はして仕舞つた方が宜いと我々は

考へるのである。言はせるだけ言はせて仕舞ふと何ともないことがある。之を餘り壓迫すると人間の内面性まで傷けるといふことになりはせぬかと思ふ。兎に角自分の思ふことは自由にそれを外に發する即ち言論の自由といふことを人々は要求するのであります。尙ほ其思つて居ることは口にはばかりでなくあゝいふことをしたい、斯ういふことをしたいといふ風に、自發的に外に出してやりたがるものであるが、外に現はして色々な自由行動として見たいといふ要求を有つて居る。是は矢張り人間の要求である。人間の本質から湧出て居る。さういふ要求であります。それ故に憲法に於ては言論信仰とかいふ自由の外に、出版、結社といふやうな自由が認められて居る。尤も法律に於て制限は附いて居るけれども、大體はさういふことを大事なこととして認めて居るのであります。然るに昔の世の中に於てはさういふことはなかつた、居住移轉といふ自由もない、出版の自由もない、言論の自由もない。徳川時代に於ては「物言はし唇塞し秋の風」といふやうに、何か言ふと目明しが出来るとか、いふやうな譯で、彼奴はあゝいふことを言つたから捕へて來いといふやうなことでありましたが、今日はさういふことはない、人間の本質が認めたるやうになつたのであります。

尙ほ人間がどういふ風に自由を求めるかといふことに對し通俗的に例説をして見たいと思ひますが人間には色々欲望があるが、私の考へる所に依ると、人間は自分の自由行動が出来るといふことを最も要求する所のものではないかと思ふ。それは名譽の欲とか、金錢の欲とか、權力の欲とかいふものも人間に取つて非常に有力なる欲望でありますけれども、若し自分の思ふことが何でも出来るといふ

ことであるならば、名譽も要らない、金銭も要らない、権力も要らないといふことになりはしないかと思ふ。即ち金銭を得たり、権力を得るといふことは、其権力、金銭に依つて自分の自由活動を擴げることが出来るのであるから、人間は金銭とか権力とか名譽とかいふ其ものを求むるのではなくしてそれを以てすれば自由活動の範圍が擴がるから、若しそんなものがなくても自分の自由活動が出来れば、さういふ権力も名譽も何にも要らないかも知れない。唯いさなり自由活動を求めやうと思つても出来ないから、金銭とか名譽とか色々なものが要るのでありませうが、單獨に自由活動が出来ればさういふやうな欲望は無くならはせぬかと思ひます。先程控室で乞食に關する御話がありました。乞食といふものは最も自由を要求して居るものである、自分の勝手なことをして生活したいといふものであるといふ御話がありました。是は自由を求むるといふても何にもしない自由を求むる、消極的に自由を求むる方法で、所謂怠惰の自由を求むるのであつて、普通我々が謂ふ自由とは違ふのであります。昔の歌に「世の中に寝る程樂はなかりけり浮世の馬鹿は起きて働く」といふのがありまして、さういふやうに自分の氣儘を求むることが自由の氣質であるといふことは否定することが出来ないうことと思ひます。魔術師が此部屋から鳩を出したり、其處等から水を出したり、不思議なことをする我々はそれを見て如何にも愉快に思ふ、といふのは何かといふと、自由自在といふことの働を觀賞するのである。若し我々が自分の懐ろから欲しいと思ふ金が出たり何かすれば宜からうと思ふ所から我々はそれを喜ぶのでないかと思ふ。昔の野蠻人の間には何處にも魔術が行はれた。其魔術は何であ

るかといふと、棒を以て命令すると其處に在る物が直ぐに止つて仕舞ふとか、何か口で唱へると一切の物が止つて仕舞ふといふやうな譯で、棒を振つたり或は文句を唱へると世界の一切のことは止つて仕舞つて、自分の自由になるといふことを信じて、さうして野蠻人は魔術を尊んだのであります。即ち人間の自由活動をやつて見たいといふ、意志の自由を要求する爲めに、此の如き幼稚な時代に於ては斯ういふことが行はれたものでないかと思ふ。子供などの時は最も自由を要求する。是は極めて本能的のものであります。人間にはさういふ要求があるといふことを否定することは出来ない。昔の小説には今から謂ふと荒唐無稽の小説のやうなものがある。希臘の神話若くは支那に於ても變なものが澤山あります。例へば西遊記に三藏法師が天竺に經文を取りに来る、それに孫悟空、沙悟淨、猪八戒といふものが附いて来る。孫悟空の如きは筋斗雲とかいふ雲に乗つて一日に十萬八千里を飛んで居る。子供の時にはさういふことが出来れば喧嘩に勝てるなど、思つて居るが、なか／＼さうは行かない。さういふやうに自由の活動といふものは非常に愉快に思ふものであります。尙ほくだらぬ話であります。幽霊といふものを我々は考へる。幽霊といふものは何であるかといふと、一番恐いものであります。それこそ牢屋に這入るよりも幽霊が出た方が恐いでありませう。此幽霊は自由を有つて居るのである。斬らうと思つても斬れない。捕まへやうと思つても捕まらないう、さうして此方に向つて来るのであります。是には敵はない。幽霊は人間の自由といふ方面の敵役として想像されたものである。それから味方として考へるときは神、佛である。是が最も自分に取つて力強い頼み手であります。

人間が幽霊を想ふ反對に神佛を自分の保護として考へるのは、皆自由といふ活動で現はれて居るやうに思ふのであります。一切の文明といふものを見ても、例へば飛行機が空を飛ぶといふことは、人間が鳥の如き自由を得たい、或は軍艦を造つて海を走るのは、大きな鯨の如き自由を海の中に見たい、或は電車、汽船を拵へ電信電話を造るといふやうなことは、時間、空間といふものを支配し天然を支配して、人間の威勢の良い力を有ゆる所まで示さうといふ自由の要求といふものが此の如き文明を生んだのではないかと思ふのであります。斯ういふ風に考へると、有ゆる問題が人間の自由活動をしたといふ要求であるといふ風に説明することが出来ると思ふのであります。

此の如く人間は自由意志的存在であるといふことは、人格の根本概念であるといふことが明かであらうと思ふ。今まで私が御話したことに付てはつさらぬ例もありますが根本の思想として人間は自由意志的存在であるといふことは、粗御了解かと思ふのであります。斯ういふ點から考へると、人を窘めるとか、或は人を罰するのは何であるかといふと彼の監獄など、いふものは世の中に在る人間の自由を奪つたのである。だから監獄に一月這入るよりも罰金百圓で済むといふことならば、罰金百圓で済んだ方が宜い。と思ふのは自然である。尤も百圓を取るといふことも人間の自由活動を奪ふといふことであります。要するに牢獄に投ずるといふことは、其人を改心せしむる爲めに、自由を奪つて、是から正直にしなければならぬ、正當なことをしなければならぬといふことを要求する爲めに、自由活動を制限するといふことが牢獄に投ずるといふことでないかと思ふのであります。

斯ういふ風に考へて來て、かの自由思想といふものは人格觀念の中心に在る所の自由意志的存在であるといふ意味に基いて、さういふ思想が行はれるやうになつて來たのでありますから、自由思想としては否定することの出来ないものであります。けれども、如何なる場合に於ても此自由が無條件に認めらるゝかといふ實際問題は、其通りに結論する譯には行かぬのであります。そこには一つ問題がある、私は今までの所は兎に角自由を認むるといふ點に論を進めて來たのであります。そこには多少自由に向つて相當なる制限のあるべき理由を御話しやうと思ふ。今のやうに自由といふことを認めて私は金が欲しいと思ふから金を取るのは當り前である。我は大道の中に寝たいといふのも自由を要求して居るから、悪いことではないといふことになりますと、さういふ意味に自由といふことを力説するのは、此平和なる社會を妨害するに過ぎないことになるのである。人間は此の如く自由を要求する。併ながら凡ての人々が自由意志的存在であるといふならば、御互に此社會生活を爲すに當つて其自由を味はう爲めには、御互に自由意志的存在であるといふことを承認しなければならぬ。自分の自由意志的存在であるといふことを認めて、他人の自由意志的存在を認めないといふことは間違つたことである。若し自由を尊重するならば、自己の自由と共に他人の自由を尊重しなければならぬ。所謂人格を尊重するといふことは御互に自らの自由を尊重し、他人の自由を尊重するといふ意味に於て、社會生活に於ては御互にに制裁を有たなければならぬといふ必然の議論になるのであります。能く自由といふものは我儘勝手でない、眞の自由といふものは一面には法則が伴はなければならぬと言

はれて居りますが、洵に其通りて、自分の自由を主張する爲めに他人の畑まで荒すといふことは自由尊重でなく、自由破壊である。自ら自由を尊重するならば、他人の自由を妨害するといふことは困る。乞食になるのは我輩の自由であるといふ、成程假りに乞食になつても、天下に少しも妨がなかつたならば宜いてありませうが、往來に寝轉んだり、そこらを彷徨して往來の邪魔になつたり、甚しきは人家に火を放けたりするのは他人の自由を奪ふのであります。然し他人の自由を妨げないで乞食が出来れば差支ないが、さういふことは行はれない。我々は自らの自由を尊重すると同時に、他人の自由を尊重しなければならぬ。是は人格觀念を明かにすると同時に、我々は御互ひに兩者の間に自由を妨害しないやうに、御互ひを尊重して相助け合つて行かなければならぬといふことが明白になるのであります。今日勞働問題とか、婦人問題とか、其他はさて虐ひたげられた人々が自由を求むることは相當なことでありますが、といつて勞働者が資本家は我々の敵であを、貴様の物を乃公が取つて仕舞ふとか、婦人が男は乃公の敵であるから、男の事を皆取つて仕舞ふといふことになると他人の自由を妨害し、他人の自由を尊重せざることに於て、是等の間違つて居ることは明白であります。各々社會生活を爲して居る以上は各々の立場がありますから、其立場を顧みて、他人を尊重して、御互に助け合つて行かなければならぬ。斯ういふ意味に解釋するならば、利己的自由を求むるとか、無法則の自由を求むるとか、我儘勝手をして宜いといふことの不可なるのは明白なことであらうと思ひます。是が自由といふことに關する私の大體の説明であります。(未完)

統計

○大正九年六月中入出監並月末在監人員(△、△)

受刑者	刑事被告人	勞役場留置者	乳兒	總計	備考
五〇、七四三	三、三九二	一六六	二五	男 五二、三六一 女 一、九六五	内朝鮮人受刑者男一三一人、刑事被告人男三人、外國人受刑者男三八人、女一人、刑事被告人男三人アリ、
三、七七一	三、三九九	二六三	六	男 七、〇一三 女 四〇六	
三、九九九	三、六九一	二二二	七	男 七、五〇四 女 四二五	
五〇、五一五	三、〇八〇	一九七	二四	男 五二、三六一 女 一、九四六	
五〇、七四三	三、三九二	一六六	二五	男 五二、三六一 女 一、九六五	
五四、七九八	三、八四五	三四三	三三	男 五六、八〇八 女 二、二二二	
二二八	三、三二二	三二	一	男 四九一 女 一九	
四、二八三	七六五	四一六	九	男 五九、〇一九 女 二、〇三三	
前月末日	前月末日	前月末日	前月末日	前月末日	
現員	現員	現員	現員	現員	
前年同月	前年同月	前年同月	前年同月	前年同月	
末日現在	末日現在	末日現在	末日現在	末日現在	
前月比較	前月比較	前月比較	前月比較	前月比較	
前年比較	前年比較	前年比較	前年比較	前年比較	
増	増	増	増	増	
減	減	減	減	減	

○大正九年六月末在監者人員表

監獄別	受刑者	刑事被告人	勞役場留置者	乳兒	合計
小	男 一、三五五	男 一、三五五	男 一、三五五	男 一、三五五	男 一、三五五
大	女 一、三五五	女 一、三五五	女 一、三五五	女 一、三五五	女 一、三五五
合計	男 一、三五五	男 一、三五五	男 一、三五五	男 一、三五五	男 一、三五五
	女 一、三五五	女 一、三五五	女 一、三五五	女 一、三五五	女 一、三五五
	合計	合計	合計	合計	合計

受刑者 年齡ノ 計	受刑者 數ノ 計	合 拘 留 計	刑 罰										無 期 計	三 月 以 下
			三	六	一	二	三	五	十	十	無	三		
			月	月	年	年	年	年	年	年	年	年		
十八歲未滿	1,234	1,234												
二十歲未滿	2,345	2,345												
二十歲以上	3,456	3,456												
合計	7,035	7,035												

刑 名	刑 期	男	女	計	前月末日		前年同月		前月比較		前年比較	
					現在	在	現在	在	增	減	增	減
無期	無期	1,234	567	1,801	1,801	1,801	1,801	1,801	0	0	0	0
十五年以上	十五年以上	1,234	567	1,801	1,801	1,801	1,801	1,801	0	0	0	0
十五年未滿	十五年未滿	1,234	567	1,801	1,801	1,801	1,801	1,801	0	0	0	0
十年以上	十年以上	1,234	567	1,801	1,801	1,801	1,801	1,801	0	0	0	0
十年未滿	十年未滿	1,234	567	1,801	1,801	1,801	1,801	1,801	0	0	0	0
五年以上	五年以上	1,234	567	1,801	1,801	1,801	1,801	1,801	0	0	0	0
五年未滿	五年未滿	1,234	567	1,801	1,801	1,801	1,801	1,801	0	0	0	0
三年以上	三年以上	1,234	567	1,801	1,801	1,801	1,801	1,801	0	0	0	0
三年未滿	三年未滿	1,234	567	1,801	1,801	1,801	1,801	1,801	0	0	0	0
一年以上	一年以上	1,234	567	1,801	1,801	1,801	1,801	1,801	0	0	0	0
一年未滿	一年未滿	1,234	567	1,801	1,801	1,801	1,801	1,801	0	0	0	0
合計	合計	1,801	567	2,368	2,368	2,368	2,368	2,368	0	0	0	0

○大正九年六月末日現在受刑者刑名表 (△、△號)

刑 名	刑 期	男	女	計	前月末日	前年同月	前月比較	前年比較
無期	無期	1,234	567	1,801	1,801	1,801	0	0
十五年以上	十五年以上	1,234	567	1,801	1,801	1,801	0	0
十五年未滿	十五年未滿	1,234	567	1,801	1,801	1,801	0	0
十年以上	十年以上	1,234	567	1,801	1,801	1,801	0	0
十年未滿	十年未滿	1,234	567	1,801	1,801	1,801	0	0
五年以上	五年以上	1,234	567	1,801	1,801	1,801	0	0
五年未滿	五年未滿	1,234	567	1,801	1,801	1,801	0	0
三年以上	三年以上	1,234	567	1,801	1,801	1,801	0	0
三年未滿	三年未滿	1,234	567	1,801	1,801	1,801	0	0
一年以上	一年以上	1,234	567	1,801	1,801	1,801	0	0
一年未滿	一年未滿	1,234	567	1,801	1,801	1,801	0	0
合計	合計	1,801	567	2,368	2,368	2,368	0	0

則規諸

法

總計	府縣令及警令	警察犯處罰令	其他	其	徵兵令	森林法	陸海軍刑法	計	其	略取及誘拐	住居チ使ス	放火	廢擾	及ヒ隠匿滅滅	逃走、犯人藏匿	公務執行妨害	強盜
----	--------	--------	----	---	-----	-----	-------	---	---	-------	-------	----	----	--------	---------	--------	----

計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
26,700	2,912	523	2,389	10	10	10	10	2,311	10	10	10	10	10	10	10	10	10
1,813	3	3	3	3	3	3	3	1,716	6	7	1	1	1	1	1	1	1
5,051	1,331	1,281	1,439	10	10	10	10	1,300	10	10	10	10	10	10	10	10	10
2,513	85	22	22	22	22	22	22	2,371	20	21	1	1	1	1	1	1	1
5,564	1,416	1,303	1,558	10	10	10	10	1,408	10	10	10	10	10	10	10	10	10
3,698	1,081	982	1,111	10	10	10	10	1,003	10	10	10	10	10	10	10	10	10
3,698	1,081	982	1,111	10	10	10	10	1,003	10	10	10	10	10	10	10	10	10
2,100	2,000	1,000	2,000	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

刑

罪名	竊盜	強盜	賭博及ハ富籤	詐欺及ヒ恐喝	横領	贓物ニ關ス	毀棄及ヒ隠匿	通貨偽造	文書、有價證券、印草偽造	偽造	偽造及ヒ誣告	瀆職	猥褻姦淫及ヒ重婚	傷害	殺害	嬰兒殺	逮捕及ヒ監禁
----	----	----	--------	--------	----	-------	--------	------	--------------	----	--------	----	----------	----	----	-----	--------

男	26,316	2,208	2,208	2,208	2,208	2,208	2,208	2,208	2,208	2,208	2,208	2,208	2,208	2,208	2,208	2,208	2,208
女	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37
計	26,353	2,245	2,245	2,245	2,245	2,245	2,245	2,245	2,245	2,245	2,245	2,245	2,245	2,245	2,245	2,245	2,245
前月末日現在	27,100	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
前年同月末日現在	26,600	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
前月比較	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
前年比較	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

○大正九年六月末日現在在監受刑者罪名表 (△、減)

譚叢

○時事だより

▲共濟 組合が巡查一般の爲めに設立され、来る十月頃より實施の筈だと云ふが、是も必要の産物に外ならぬので、遅滞ながらも時勢に順應する施設たるを喜ばざるを得ない、其内容は未だ詳かにせないけれども、餘程進歩したる徹底的のものらしい、之には床次内相も頗る力瘤を入れて居らるゝやに思はれる、さもあるべき事である、我監獄界にも未だ一殘つてゐる問題の數々がある中にも、本問題の如き又は勤務時間問題の如き、最も大切にして且つ急迫せるものあるを記憶せねばなるまい。

▲法案 握潰は司法省に取りては不面目の事には相違ないが、併し貴族院も亦大に反省せねばならぬと、新聞は論じてゐる、我々の見解によるも

同様である、相當の手段方法を盡して提出したるに對し、先方が握潰と云ふ理由不明白の處置を以て之を葬り去るが如きは果して誠を以て國益を打算すべき議院の爲すべきことと云ふを得べきか、容易に首肯は出來ない事である、明々白々に論争して而後可否を決するは、議院として望ましき事であるに拘はらず、甚だ不鮮明の態度を以て默殺に付し去る如き、貴族院の爲めには惜むべきことに思ふ、斯かる弊風は今後或は他の做ふ所となり、行政官廳なども似たり寄つたりの手段を以て賢い遣方のやう見做すに至らんとも限らない、齒切の悪い行政ほど人心をだれ氣に導くものはない、心すべきこと共である。

▲將來 の保護司は是非共今より養成するの必要があると云ふので、谷田局長の最も苦心して其志望者を探がし求めつゝあられる所である、縦し少年法が本期議會に握潰の厄に遭うても、來る議會に當然通過して法令となるは、明かであるから今こそは即ち屈強なる準備の時代である、就ては

免囚保護事業職員養成所、又は監獄官練習所に於て夫々養成の下心もて教へられる計畫あるやにも聞く天下斯道に志ある青年有爲の士は、此に着眼して決心する所あるべきであらう、司獄官の子弟にして養成の望みある人、必ず之れなきに非ざるべきかと思はれる、如何哉。

▲情育 在監者に對する情の教育に就ては、如何なる心得が今日の司獄官にあるかとは、谷田局長の疑問のやうである、情の教育、如何にも是は普通學校ですら未だ能く行届いてはゐないやうな六ヶ敷教育であるから、或は我司獄界に満足に行はれ、否考へられつゝあるか、どうか疑問とせらるるも無理からぬことと思はれる、所が行刑の目的から云へば、他の事は兎も角唯だ此一事は是非共重きを措かれねばならぬ筈のものである、云ふ迄もなく开は彼等の感情を融和し之を善導して清き正しき性情を與へねば、所詮行刑の目的は達せられないからである、之は動かぬ定則である、然れば先以て如何にするがよからう、外でない親を思

ひ子を愛し夫婦兄弟姉妹を厚く慕はしめ、恩義を堅く覺えて之を謝せしむるを努め、人の急務を思ひ遣り之に同情することを教ふるなど、大に是等のことを勵まさればならぬ、故に眞心人の窮狀に同情し之を慰め、又は眞に恩義を謝する等の通信の如き唯だ徒らに法文に拘泥して其範圍を狹義に解し、無理に制限する如きは情の教育の趣旨に背反するものであるとのことである、是等も時代に順應する我々の今後の心掛の一であらねばならぬ

▲豫算 本年度より典獄以下司獄官に對する俸給豫算平均額の上りしは、少々でない事丈は茲に報道し得る理由がある、斯くて稍や他に追付く位ではあらうが、何しろ従前に比しては大なる昂上であるとの事、是は洵に一大福音と云はねばなるまい、恩給の如きは下級者には其率十一割にも當る支給高なりとか、果して然らば是れより安んじて一生を爲斯道獻ぐる人も多く出る筈である、同時に又た斯かる恩遇に俗する者が大に自任自重すべき秋が來たのであらう。(甲突生)

○監獄衛生雜感

金澤 石崎 貧樂生

〔疲労の程度を計測して其適度に止むる計畫を案ずること久し予が學生時代に「キログラムメートル」と云ふことを生理學にて習得せることあり之を應用して疲労の程度を定むることは可能なるが如く考へ居りしが今に成功せず近來衛生の進歩により小學兒童の疲労を研究するものより予は看守の疲労の程度を知得し其責任の堪へ得る程度に勤務せしむる必要を認め居れり之等は未だ發表せしものを見ずと雖試験に着手せし人あるべし予は試験の方法に付如何なる方法を取るべきや心理學的方法に據らんか筋肉試験を取らんか元來疲労は努力の結果にして其疲労度を示すものあれば可なりと雖之を精確にすること能はず疲労は營養物を

攝取し新鮮の空氣を呼吸し精神を安靜ならしむれば恢復すべし疲労は筋肉及神經細胞の力を減退す獨逸「エルランゲン」のワイヒャルト氏は疲労せる動物の筋肉より Kanoxin を取り出し之を疲労せる動物に注射し疲労の徴候を發せしめ又た疲労對抗素を注射して之を恢復せしめたり併しながら疲労には休養が一番效力あるものとす伯林の「ローレンツ」氏は小學兒童の疲労を治するに antihypoxia を教室の空氣中に吹きかけて疲労を著しく減じたりと云ふ。

疲労の要素を筋肉力の試験によりて計る法は即ち工程測定器「エルゴグラフ」を用ゆる「チューリンゲン」大學の「モツソ」教授の工夫に係る此試験は中指の爲めに得る筋肉運動の量を計らんが爲めに試験者をして出來得る限り何度も錘を持ち上げしめるので其錘は「ローラ」に渡せる絲に懸けられる其錘の持ち上げられる高さ一、二、三度と連續する時間の長短とは器械の働きにて一々記載せられる而して一定の時間内に一定の重さを持

ち上げたものを總計して仕事の高さとして之を「メーターキログラム」單位にて記載する方法なりとす。

又た「ウイヒャルト」法は「ダムベル」啞鈴運動にしりて疲労を計るのである又た「アントワープ」大學の「シュテイン」教授の方法は「ダイナモメーター」檢力器を用ひて手の加壓力を記載するのである。

〔京都監獄に於ける流行性感胃豫防施設
京都帝國大學衛生教室の戸田博士及び富士學士は京都監獄赤塚典獄中村監獄醫と共に左の方法を講ぜられたり。

(一)看守には全部(呼吸器)を使用せしむること
囚人全部に呼吸器を使用せしむることは一は經費の關係上、他は切にその必要を認めざりしが故なきざりき使用せしめたる呼吸器は「ガーズ」二枚の間に綿一枚を挟みたるものにして可及的廣く口及び鼻を完全に被ふものなり。これを選定せる理由は富士學士の呼吸保護器研究初回の成績に徴し

凡ての點に於て該器が他種のものに比し優良なりしが故なり。

(二)囚人の面會人の面會所の窓口は上半を硝子とし下半を呼吸器と同構造の物を以て張り直接囚人と面會人との接觸を避くること。

(三)辯護士と囚人との應接には囚人に保護器を使用せしむること。

(四)出入商人にも絶対に保護器を使用せしむ(この保護器は坊間販賣のもの)

(五)若し患者發生の場合には該患者のみを早期に隔離し同室内に起臥せる者は三日間工場に出勤することを禁じ異常なきを診て再び工場に出勤せしむ。

(六)新入囚徒は入監に先だち先づ三日間別室に收容し異常なきを見て監房に收容す。

(七)職員及びその家族に患者發生の場合には缺勤せしむる事。

之等は各監獄多少の差こそあれ該病豫防施設として行はれたる現象にして在監者の含嗽或は職員

の豫防接種等あり然れども實際に於ては呼吸保護器の使用上之が勵行の困難なる假令ば監督者の前にては看守は之を鼻口の上に置くも常には之を下顎に之を前額に中て、肝腎の保護を忽にするが如き予が實驗に徴して明なり傳染病の感染は機微の間に行はれ殊に呼吸傳染の如き最も著明なるものとす故に規定は立派なるも主旨の貫徹せざること多々なり衛生施設の實行は容易のものに非ず能く職員をして主旨を理解せしめ其必要を感じしめて始めて完全に近づくことを得べきなり。

□今から凡そ四百年の昔 Hierognus Carthanis と云ふ人の書いた De verina Varietate, 1556, basel と云ふ書物に犯罪の習癖ある子供の性格を矯正する爲めに是に善良な少年の血液を輸入したと云ふ事が出て居る之が抑々輸血の初めてあらうと云ふ事である其頃は未だ靈は血液中に宿るものであると云ふ Pythagorus, Arisotelis 等の説が一般に行はれて居た時代であるから悪人にも善人の靈を移す事が出来るだらうとの考へから輸血が企てられた

のて今日から見れば誠に可笑しひ事である。
□寛政十二年十一月即ち西暦千八百年廣島の醫家星野良悦自ら創製する所の木骨を幕府醫學館に献ず幕府其功を賞して金三十兩を賜ひ以後毎歳年首拜謁を許さる蓋し特典なりこれより先き良悦、刑屍を解視して骨肉の際會經脈の連續を詳にし其極木骨を作るに至る當時人屍を解剖するの難きに中り刑屍を利用して斯る効果を得たる古人の勞想ふべきなり。

□墮胎 江戸時代には盛んに墮胎行はれ或る書物に上總國には毎年三四萬人づゝありしと云ふ當時人口の増加せざりしも無理ならぬことなり寛政享保の頃は年々人口減少せる有様なりき江戸にて墮胎せし子は水子と云つて本所回向院に二百目又は一朱を添へて送つたと云ふことがある然るに正保八年に幕府は「子をおろす術を禁ず」と發令した故に之迄は殆んど公然であつたが之からは續々秘密裡に行はれた夫て延寶年間に更に嚴禁の令が出たのである。

寄

書

江戸時代の墮胎殺兒は人口の増加を制限した夫かあらぬか明治五年に三千三百一十一萬人の人口が同二十年に三千九百五十一萬人となり三十年には四千三百九十七萬人となり大正五年末には五千五百六十四萬人となつた近年は毎一年人口増加の割合は大約七十萬乃至八十萬人である。

□近頃又た「コレラ」問題が起つて來た六月十八日迄の調査によれば

大阪	四	廣島	二〇
福岡	二九	兵庫	四四
香川	三	山口	一
長崎	一	京都	一

であつた。

内務省は防疫に油断なく注意されてある而して今回の傳染徑路は漠として確實でない何れ支那からの輸入であらう、併し乍ら此際單に食物の注意位で安心は出來ない機を見て豫防注射を行ふが確實である。

大正五年の豫防注射の成績を見ると當時東京市

の人口は二百二十四萬四千七百九十六人に對し接種したるもの二十三萬八千九百三十六人即ち一割以上の人員に接種したのである尙ほ注射の必要條件に當てはまらぬものを除いたら二割位の人員に相當して居る其成績は接種者中より五人のコレラ患者を出したのである接種せざるものゝ中からは三百七十一人の患者を出して居る。
夫故に豫防接種は非常に効力があつたと云ふことは明々白々である而して被接種中の發病者は一は脚氣の爲めに注射完了せず他の二は二回以後の注射は行はなかつたものである。

○受刑者の見たる

英國監獄制度 (五)

丁 英 生

最終の刑には最も苦しい状態の下に拘禁されたにかゝわらず、予は精神上に永久の損傷を蒙らな

かつたのは、全く靈的用意が豊かに具はつてあつたが爲て、偏に是は自分の過去の経歴の蔭と有難く思つて居る。此時期に於ける主なる救済方法として取つたのは次の如くである。曰く、人格的神が人間の基督に顯現したることを信仰すること、祈禱特に他人の爲めに祈禱すること、神と妻とに高聲に語ることを、監外に在る友人の愛情を味ふこと、自分か今苦しめらるゝ事件は元と正當で神聖なる行爲であると感ずること、此事件に對して予の仲間が勇敢に處して居る光景を想ひ浮べること。是等の諸點は普通の囚人——監獄は其者達の爲めに出來て居る——には殆んど絶へて所持して居ると思はれないが、獨り予のみは之を有して、監獄生活の無味乾燥なのに對抗する手段と致したことを茲に明記したい。予は剛健なる人世哲學を有して居つて、今や善良なるクリスチアンの世界觀を離れては出來ない事件の爲めに奮闘したから入監するに至つたので、何等罪惡の感覺は要らないとの信念に立脚することを得た。以上の利益もあ

り、且また予のみは放免まで精神の平調を破るやうなことなく、正當に取扱れたやうに思ふ。予にして若しも靈的信仰を有たなかつたり、無節制な暴れ狂ふ情熱の犠牲となつたり、或は予が良心の苛責を負ひ、孤獨の場合には絶へず鬱々たるやうな事件を犯したり、又は友人としてはなく、人を愛せず、人から愛されもせず、社會から見捨てられ社會を怨み、自分の不幸を社會に嫁するが如き念慮を有して居つたならば、迎ても予は生きて居ることが能きなかつたらうと思ふ。

上述の獄内記事が適用される人物について見れば、いづれも嚴正隔離が靈魂の作用であることは賭易い所である。我監獄の在住者は多少の差はありても、悉く此隔離法を施行される。惟ふに或者の如きは精神的作用には殆んど無感覺な程硬化して居る心をもつて居るであらう、さりながら監獄生活が彼の精神的變革を發生せしめ、以て唯一の救済を遂げしむるに何等寄與する處なく反つて益絶望的狀態に凝り固まらずばかりである、若しまた

悔悟をなし或は悔悟の徴候を顯はした者があつても之に對して修補の途が殆んど缺けてある。人は必然的に社交的動物である。されば人間交際の修養的勢力、自己表現の機會、他人に親切を盡す可能性を奪ひ去ることは自然に對する犯罪である、智力的、感情的生活物の城塞に向つて故意の攻撃をするのである。人間の頭腦は一定限量以上の苦痛に對する試験器ではない。常識からしても、又監獄規律の實際的效果からしても知り得ることは監獄が常に人をして罪惡の固執的狀態に陥らしむるのみならず、人の智力及意志力を破却することに終り、隨て善き場合でも彼を社會の不要分子たらしめ、悪るき場合には癡狂者に仕立てるものであるといふ點である。

之を要するに、沈黙制度の弊害は、若しこれを嚴守せしめたならば智力及び感情の頹廢を生ずることを免れない。若し竊かに破ることを大目に見るならば、眞實、誠懇の標準をもぐる一種の悖徳を養ふことになる。現今の獄制は獨房若くは隔離

制度と沈黙制度との混合であつて、十九世紀の監獄改良家の考へては、雙方が相補つて好都合と思つたのである。予の経験したのは數ヶ月間雜居作業をして内密の交際をなす機會を得次いで四ヶ月間獨房に拘禁されたから、兩者の効果を認知して誤りないと思ふ。他の在監人の経験にも此二制度が各其特色を發揮して種々なる割合に混淆されるが、いづれも其惡弊が取除かれずに残るやうである。ジョン・ハーワードやエリサベス、フライの骨折で、監獄内の爛れ切つた害毒が世に公示されたが、其中心で最も著しい點は各種の在監人が無差別に交際し恰も罪惡の學校と云はるゝ様に雜然群居することである。此狀態に對して世人は當然驚怖に堪へないから、其先覺者の事業を繼承する人達は他の反對の極端に馳せて、凡ての交通を禁止せんと企て在監人を慎重に分類することや、自治制を施行して、社會に忠誠ならんとする感情の眠れるのを喚び起すことや、社會の善良なる人士と接觸せしめ獄内に向上力救化力の滲み込むやうにする

こと杯は考へ及ばなかつたのである。(原註、ハツドでもフライでも、在監人の沈黙と隔離を永續的に強制することは賛成しなかつた)

一時世界に流行した隔離と沈黙の兩制度が英國監獄に實施せられて間もなく、次の批評が加へられた先づ初に雜居沈黙制に關して曰つてある。

在監人の精神は談話の禁制によりて斷へずいら立たせられて、監視者を敗北させるか或は同囚と秘密の交際を行ふ手段を目論見、此間に宗教官より何の利益を得ることを考へず、寧ろ此等の官吏を利用して、看守の注視を通れる機會を造ることに腐心して居る。而して全く氣儘勝手に犯則と認て屢々罰することにより、猶ほ彼等を墮落せしむるのである。何故なれば社會的生物の多數を一所に置きながら、相互の交際を禁止するのみならず、人間の最も優勢なる衝動——吾等が接觸する時に交通しやうとする願望——に従つたといふので罰するといふのは文明的の虐政であり、同時に不正義で、完全に實

行することは不可能である。と、
獨居制度の反對論としてウキクトリア朝の中葉の
記事に曰ふ。

隔離、又は分房制度は在監人の身心の健康を傷害する、精神内には斷へず其罪につき懊惱せしめ、自己の地位の墮落したことを考ふる様押し付け、此犯罪の爲め社會から全く見捨てられたことを深く印象させる。犯罪人の善良なる部類には監獄官吏の外何人とも隔離されたことを斷へず悲しく思はせるばかりか、其愛する人に立歸りたいとの充し難き渴望心を惹起させる。自然は斯くまで無情でない筈なのに、刑罰は之と並立し難い程に冷酷である。かくして犯人を改善せずして全然感服し、破滅せしむ。又無智と硬化の徒に對しては刑罰は無感覺と無思慮とを長養するばかりである。蓋し同情のみ同情を發達させる。他人の思想は其等吾人の思想を發せしむるに必要である。……此刑罰方法は人間を恰も猛獸の如く檻置し、只監視者のみ其

中に這入る。斯くて其結果は當人が猛獸の如く不合理に兇暴になるに過ぎない。……

此制度は全能者に依りて立てられたる社會的法則を破り、自然に反して動くものだから何の善いことをも望まれやう筈がない。(原註、以上引用したのは一八六二年出版のメーフュー著「倫敦監獄」の獄制の章より抜抄したものである)

此批評は六十年代の獄制に對して適切なるとほり今日でも穩當で且眞理である。此警告を與へられた一代の人心に些の反對を生じなかつたといふことが眞に悲しむべきことである。爾來五十年同じ弊害が愈固執せられ數千萬の人を損傷し、破滅したことは疑ない處である。若し人間的に取扱はれたならば彼等の創痍も弱點も立派に治癒し得たことであらう。今日、大破壊から新世界を建造することが總ての愛國者の熱望であるならば、我監獄改良事業は決して輕々に看過されてならぬ。若し眞正なる行刑主義を確立するが爲に、監獄を経験した者の證言が何分かの貢獻をなし、之によりて

監獄が悖徳と作用の場所たることが改り、教化的の學校となつたならば、拘禁生活なるものが、他に如何なる結果を招來するとも、決して無効なりとは言ひ難いてあらう(以上ホブハウス著書全編了)

批評

以上ホブハウスの英國監獄に對する意見に、一言の批評を添加することは譯者の義務であると考へる。元より譯文が生硬で、且つまた逐字譯を試みた爲めに或は原意の不明を來した所も少なからぬであらうが、大體筆者が、英國監獄の獨房拘禁と強制沈黙との兩制度にむかつて、攻撃して居ることだけは紹介し得たつもりである。而して筆者は可なり大膽に、可なり痛烈に、此兩制度を非難し百害ありて一利なく、速に廢止すべきやうに論じて居る。是れ實に英國の獄制に對するのみならず世界の同制度を採用する國家に向つての攻撃である。故に我國の監獄當局者は勿論、立法者も、裁判官も、正に此種の所説を參考として、改造の時期に於ける獄制を批判する眼を開かねばなら

ぬ。しかしながら、特に留意しなければならぬことは、筆者は國家の戰爭さへも絶対に否認せんとする理想家であることである。隨て獄制に對する見解が純理想から出發して居る所が多く、國家實際の政務たる行刑と阻隔を生ずるは免れ難い所である。凡そ人間界に於て純理想を満足せしむる何物があるか、若し強いて理想を現實に持來さんとすれば社界の壊滅を來すのみである。只だ現實家は常に理想家の言議を聽いて幾分づゝ理想に近かんと努力するところに清新の氣の躍動を見ることが出来る。恰も社會主義の實現は社會の無秩序に終るが、社會政策の實行は實際政治の上に否む可からざるのみならず、寧ろ國家進展の機運を促進するが如くである。

ギルバート、マリーなる教授が筆者の此兩文を紹介してクオタリー、リビユーに掲載せしめ、後單行本として出版するにも自ら序文を添へて居る。其序文は本文の批評として見通がすことのないものであるから、其要旨を左に摘録するこ

と、する。

本書の獄制批判には次の方面から反對する者のあることを豫想しなければならぬ。(一)監獄は非戰論者とか、シンフエーン黨とかいふ程の人物の爲めに設けられたのでなく、本統の犯罪の爲めに設けられたのである、隨て本人としては不服ながら入監しなければならぬ筆者の如きものが監獄を惡しざまに云つたとて、顧慮するに足らぬこと。(二)筆者の如き良心的反抗者と云はるゝだけありて、假令偏見とは云へ良心が敏感である者と、尋常人よりは良心の鈍麻したる犯罪者とは其所感を異にすること。(三)筆者の如き非戰論者は大抵哲學、神學によりて高き教養を受けた者であつて、日常生活にも友愛、禮讓、趣味などの豊かなるものを具へて居るのに尋常犯罪者には其がないから、監獄生活に對する苦痛も自ら相異あると。

然らば筆者の如き知識階級で、實際の犯罪者と云はれない者の提供する論證が、監獄改良に何

寄

書

(五四)

の役にも立たないかといふに、大に爾らずで、若干斟酌を加へねばならぬは勿論だが、大に參考とするに足る。其理由は(一)普通の犯罪者は無筆が多く、考へも兎角に纏まらない、偶々言ふことがあつても虚偽であつたり、面白くなかつたり、且また人前を耻ぢて獄内の經驗などを發表するものはない。然るに所謂知識階級の監獄の經驗を有つた者は實際在りそうな事柄を吾人に告げる。(二)筆者が自身の状態は通常犯罪者よりも敏感だからと何れも反對論を唱へるに當らぬ。如何に鈍感で無自覺の者の中にも微妙にして多感なる事情が伏在するものであつて、彼等の自身の過程が他の者と全然異なつて居ると思ふは誤りである。論より證據、非常に硬化した犯罪者が一轉して改善された機會は如何、全く純潔で、犠牲的精神をもち、寛大で人を信ずるといふ品性の美に打たれた場合に改善の過程が起つて來るので多くの改善實話とは皆然りと曰はねばならぬでないか。

所謂良民に於ては、罪惡に必ず苦痛が伴ふもので、假令在監者に何等の効果はなくとも、慘めな生活をなすことが世人の本懐で、正當であると考へる。しかし、何人も自己の墮落を招くが如き苦痛を甘受しなければならぬ筈はなく、又惡人を益惡化せしむるやうな刑罰を課するは正當とは云へない。ホプハウスの監獄制度、殊に沈黙制度に對する攻撃は人をして惡化せしむるを喝破して居る。若し然らば重大問題である。此問題を調査する爲め、千八百九十四年、アスクラス首相によりて監獄局に調査委員が任命せられた。ヘルバート・グラッドストーンが委員長であつた。内務省の參事官であるゴッドフレ、ラッシュトンが當時聲明した所によると、
「人を感化し、彼を社會に復歸せしむる真正なる方法は、全然現状より反對の方向を取らねばならぬと信ずる」
と云つてゐる。必しも之は監獄や又内務省官吏の怠慢、曠職を咎める意ではない。官吏は忠實に

其命令を果して居るが、其命令なるものが、惡事をなせ、人を惡道に赴かしめよと定めてあるが如くにも見ゆる云々と。かくて、マレー教授は最後に曰つて居る。

「在監者、殊に眞正の犯罪者が實際世に紹介されて居ないが(監獄改良の)一の故障である。彼が何と感じ、何を欲し、何て特に苦しむかを吾人は知りて居ない。公衆の大部分は彼に關して何も識らぬ、偶々彼を知る者があつても都合あつて之を嫌ひ、又考へることさへも避けやうとする。かくて彼は社會の眼を離れ、心より遺忘されて居る。而して毎日彼を見、彼を取扱ふ所の人は特殊の階級に屬し、異常なる環境の中において、奇妙なる精神的態度をもつやうに教養せられ、且該教養の結果自由なる思考と、正常なる觀察を下すことが出来ない危険に陥り易きものである。確に何人も在監者の側から監獄制度全體に對し如何に眺め、如何に感ずるかを知りたる上にも猶ほ知

りたく望んで居る。

予は茲に積極的の改良策を提案する道もなく又其智識も有たぬ。しかし我國及米國に於ては種々經驗して、獄制の精神を全然變革し、以て社會改良の機關たらしめんとする意見が存在する。即ち局外者も見聞するとほり、ポルストル制、エルマイラ制、少年共和團、シンシン監獄に於けるオスボーンの制度、米國少年裁判の制などは、十分なる成績を挙げたるを問はず、遠大にして根本的なる改革の可能なることを示して居る。又我國の内務省及其他の所に於て——少くとも戰前に於て——經驗の累積したものと、人道的進歩的精神の活躍を見たのである。故にステファン、ホプハウス君の如き慈愛心に富み、堅固なる信仰を有する在監者の經驗に基いたる獄制の批評を讀者に推薦して注意を喚起する所以は當に監獄の缺點を指摘せんとする希望に止まらないのである。」

と。翻譯者が前後四回に互りて、本誌の貴重なる紙面を塞ぎたる微衷は、我國の獄制に對してマレー教授と同一の希望を有ち、殊に教授最後の序文の主旨に共鳴する所あつてのことたるを諒せられた。

○意志の薄弱

豊多摩 勝水 淳行

一 曖昧なる用語

犯罪者の多くは、直觀的觀察に於て、意志の薄弱 (Feebleness of will) なる語によつて、概括せられることが多い。けれども心理學上意志と云ふ特殊の精神的要素は無いものであると主張せらるる今日に於て、吾人は單に意志の薄弱と云ふ如き、常識的非科學的態度を以て満足することが出来ぬ。それと云ふのは、この意志の薄弱と云ふ語の意味が曖昧な爲め、この語によつて表はされる概念が、人によつて異なる恐れがあるからである。依て今意志薄弱の語に概括せられる状態を檢覈せん

に、蓋し制止作用の缺乏と自我の障礙とは、最も主なる徴候である。

二 制止作用の缺乏と犯罪

制止作用 (Inhibitory Process) とは何かと云ふに内部的にしる外部的にしる、意識に對する凡べての刺激は、運動となつて外部に現はれんとする傾向がある。而してその刺激が意識作用を待たないで、直に運動になつて現はれるのが、所謂反射運動 (Reflex action) である。而してその運動が、どう云ふ風に表はれるかは、略ぼその人の習慣の力によつて規定せられるものである。然るにこの規定を抑壓して、時に隨つて適當なる方向に、運動の路を開くのが、即ち謂ふ所の制止作用である。今この作用が、どんな工合に行はれるかを見んに、意識はその知覺作用によつて、各種の刺激を統一し綜合して、これに對して反應を呈しやうとするものである。而してこの場合その刺激を吟味しないで、機械的に反應をなさんとするのは、主に習慣の働きによるものである。この習慣の働き

は意識の活動力を經濟的にすると云ふ點に於て、特に重要な役目を持つてゐるものであるが、習慣の性質として、兎角日常生活の破綻を生ずる様な傾きになり勝ちのものである。例へば醫師の勸告によつて、晩酌にブランドイを小盃一杯づゝ飲むことに決めたとする。初めは藥の積りて苦辛いものを漸つとの思ひて飲んだものが、段々飲み習ふに至つては、三合四合のブランドイを一度に飲み乾す様になり、遂にはそれが爲めに生活を破壊する様な事にならぬとも限らぬ。習慣と云つても強ち悪いもの許りてはなけれども、前記の如く悪くなり勝ちのものである。依て意識活動は、この破綻より免れんが爲め、その刺激に對して選擇作用を行ひ、生活上必要なものを採用し、無用なものを拒斥して、生活上必要な運動を増進し、無用な運動を抑制する。かくして各種の本能的活動を調節し、新舊彼我の活動を聯絡し統一せしめる。これ即ち制止作用である。

此の如く制止作用は、習慣によつて規定せられる。

る動作や、本能的反射的運動を制御し、選擇作用によつて或は抑壓し或は發揚し、吾人の日常生活を管理し、一切の活動を指導する重要な意識作用である。故にこの作用を缺く時は、意識活動に統一がなく、行爲の上に聯絡がなく惰性的生活に流れる様になる。

所謂犯罪者にはこの制止作用を缺くことが多し。故に生活力が衰へて、永く一定の注意を持続することが困難である。従て又何か事をするに當つても、疲勞の感 (Sense of fatigue) を生ずることが早く又強い、故に怠惰にして反省の念が少い。又喜怒哀樂の情を起すことが頻繁て且つ強く、又自發的反射的行爲をなすことが多い、従つて常に情慾に蕩弄せられ、理想を把握することを得ず、利那的享樂を趁ひ、遂に常規を逸して犯罪行爲に陥るに至るのである。

三 自我の障碍と犯罪

自我の障碍 (Disturbances of the self) も亦意志薄弱の一徵候である。健全なる人の心は、決して意

識の色々の状態が、只だ並列して居る許りては無い。心は必ず統一せねば止まぬもので、過去現在は云ふまでもなく、未來までも親密に聯絡させて感ずるものである。吾々の生理状態が時々刻々變化して居ると等しく、その思想も時を追うて變化し、又意見も變り、品性も漸次變化して、去年の我は既に今年の我でなく、幼少時代の吾れと壯年時代の今の吾れとは、全く相異つてゐる。又家族の一員としての我れと、役所て事務を取つてゐる我れとは、これ又異つてゐるのである。而も之れ等の異つた我れを、同一自我として人格の不變なることを感ずるのが、所謂健全なる自我 (Healthiness of self) の意識である。故に健全なる精神作用に於ては、その意識活動に組織があり系統があり、同一自我 (Identical self) の意識によつて統一せられるのである。而して自我の障碍せられた場合にはこの統一的作用が壊れるのである。

而して自我の障碍には、一時性の錯覺 (Illusion) の如く無意識的のもあり、或は精神病の如く全く

人格を喪失するのもあり、一樣に論ずることが出来ぬけれども、エンジェルはこの状態を分離 (Dissociation) と稱してゐる、即ち自我の障碍は意識の働きが統一を缺いて、散り々々に分れる状態である。而してこの分離には、感覺脱失 (Anesthesia) 或は感覺過敏 (Hyperaesthesia) 等の如く、感受性の變化するのがあり、又幻覺 (Hallucination) 妄想 (Delusion) 等の如く、觀念性の障碍なるがあり、又自動症 (Automatism) 等の如く運動性の障碍なるもある。而してこれ等には又それ／＼程度に強弱の差違がある。

今この自我障碍の原因について見るに、諸種の條件が、伏在してゐる、極めて複雑な關係があるけれども、要するに先天的と後天的と、内的と外的との原因がある。併しながらこれ等の原因は相錯綜して一一分離して考へることは困難である。故にこれを根本的要素に概括して見ると、神經原質の變調と外界刺激の影響とによつて、惹起せられた自我生活の破綻である。

この障礙せられて破綻を來たした自我は、統一性を缺かせるが爲め、意識は常に動搖をなし、爲めに個性の不確實を來たし、自信力を失ひ、常に外界の刺激に翻弄せられ、感情作用の奴隸となることが多い。故にその性格は衝動性となり、誘惑に陥り易く、目前の欲望に支配せられ、情慾に驅馳せられ、不知不識の間に異常行爲をなすに至るのである。

此の如き状態は、先記の如く先天的に然るあり後天的に然るあり。又生理的のものあり、病理的のものあり、實際の場合に於ては、客觀的觀察のみでは、嚴密に區分することが困難で、どうしても實驗的觀察 (Experimental observation) によらねばならぬ。けれども實驗を行ふには、それに對する設備を要するから、中々容易の事ではない。不十分ながらも直觀的に觀察して意志の薄弱と云ふ様な常識的概括的の語によつて云ひ現はされるのである。

四 意志薄弱の概念に屬する事實

るものである。尙列舉すれば、此外にも澤山あるであらうが今は略する。

此の如く意志薄弱の概念は、其範圍廣くして且つ内容が雜多であるが、要するに制止作用の缺乏と自我の障礙とより來たる意識の破綻で、刺激に對する反應調節せられず、誘惑に對する抵抗力の減殺せる状態である。これによつて是れを觀るに意志薄弱と云ふことは、意識の中に意志と稱する特種の要素があつて、その特種の作用に缺陷があると見るのは誤りて、寧ろ意識全體の缺陷と見るのが妥當ではあるまいか。この概念が定まらないと、囚徒改善の事業に於ても、効果を殺がれることが少く無い。敢て卑見を述べて諸賢と共に考究したいのである。

今この意志薄弱の概念に相當する事實を見んに犯罪行爲の殆ど全部は、意志薄弱の語によつて表はされる。彼れ等は或は貧困の爲め或は事業に失敗せる爲め、憂愁、煩悶、不安等の苦痛により、精神の動搖即ち自我の障礙を來たし、制止作用の缺乏となり、遂に選擇作用を誤りて常規を逸したものである。其の他不良の習慣に墮落せるもの、生理状態殊に頭部の發育不完全なるもの等も、意志の薄弱なる傾きがある。其他又酩酊せる時、憤怒悲哀の情緒激しき時、寂寞孤獨の感強き時、性慾の昂奮せる時、發情期等にも、制止作用缺乏し感受性強く、誘惑に陥り感情に弄せられ、異常行爲に出づるものである。殊に女子は一般に感情的活動強き爲め、男子よりも危険多きもので、その生理的關係に於ても、月經時、滯經時、妊娠時産褥期退行期等の場合には、異常行爲を發することが最も多い。其の他虚言を弄する傾きあるもの、努力の感弱くして怠惰なるもの、因循にして愚圖なるもの、之れ等は皆意志薄弱の中に包括せらるる。

雜 纂

○予は看守諸君と語る(三九)

典獄 有馬四郎助

我が親愛なる看守諸君、

若し司獄官にして思想を蔑視し之を重んぜざるの風ありとせば、余輩は其治獄の成績に就て、殆んど望みを囑し能はざるを斷言して憚らざる也、今日の如き思想の發達を見、國家社會も之に由つて指導せられつゝある場合に於ては、何人も舊來の唯物的迷夢より醒むべきは當然にして、一般の傾向より觀れば、近來は頗る思想の價値と其勢力の、認識せられつゝあるは相違なきが如し、然るに或は未だ思想上の事は一概に浮薄輕佻なりとして、實際家は之を取らざるの風なきに非らずと雖ども、是等は實務に没頭するの餘り、唯だ器械的

實力のみに眩惑し之に囚はれたる積年の惰勢に外ならず、故に早かれ晩かれ其陋を覺り自ら其非を悔ゆる日の來るは必然也、是に於て吾人司獄官の鑑むべきは、我等は即ち最も多忙なる實務者なれば、猶ほ此隋勢に驅られるにあらざるや否やにあるべし、惟ふに多忙なる實務者は、動もすれば高尚なる精神生活より、卑俗なる現實生活に引下げられ器械的なる仕事師になり了はり、形而上靈覺上の事に至つては、何等の興味を感ぜざる低格者となる虞れある所以のものは、蓋し是れ亦た境遇の然らしむる所、餘程の覺悟決心の存する者に非ざらば、此餘弊より脱し得ること至難也、然れば其多忙なることに於て常に他に一頭地を抜く所の、監獄事務に従事する我が僚友諸君は、此に心して特に思想上の啓發に志し、社會の進運に後れざらんことを努むべきに非ずや、殊に行刑事務も昔日の形式主義を排して、精神主義を採り、而して彼等の心靈を救済するを以て、獄務の根本義と爲すに至りたる今日、宜しく此に目醒めて精神の發現地

吾人は即ち精神的に發達すべき運命を有してゐる。

三

向上心の盛んなる人は生きてゐる人、言を換ゆれば理想あり生命ある人である、司獄官に向上心が無いとしたら如何、それは事務上の器械になれるが、精神上の指導者にはなれない、司獄官の本領は精神的指導者たるに在ることは言ふ迄もない、然るに事務に堪能——帳簿を整理し計數を調べ表類を作る——なればそれで司獄官だと、人も許し自らも許す時代もあつた、が今は斯かる低級者はないであらう。

四

職業は人格の發揮に外ならぬと云ふ、是れ又真理である、されば司獄の事務の如き素より其れてなければならぬ、總ての仕事がさうであるが、取り分け監獄の仕事は唯だ口先や手先や、若くは頭のみで行れるものではない、此道理が未だに合點行かずに、やつてゐる人がありとす

なる吾人の思想界を開拓する所なくんばあるべからず斯くて思想に活くるに至れば、従つて茲に理想湧くは必然の結果也、理想は則ち司獄官の生命にして、之れ無くんば治獄の成績の見るべからざるや言を俟たざる所也、左に掲ぐるもの即ち思想啓發に就ての予の感想の一端也。

一

理想なくんば亡ぶと云ふが、是は真理である此真理は司獄界にも當嵌まるべきものであつて即ち司獄官に之が無かつたら生命があるとはいへない、生命が無ければ死んだ司獄官である、故に理想なくんば司獄官死すと云うても、差支はない、又さう云はなければならぬのである。

二

生命のない所に成長發達はない、無論是は精神的に云ふのであつて、生理的には蟲けらでも法則通には伸びる、然かし乍ら人間は之を以て満足は出來ない、是非共靈長としての發達を必要とする、若し之れなければ人にして人でない

れば、それは貧弱極まる見識と云はねばならぬ但し人格と云うても随分粗末な見方もあるから、先づ前提として人格とは何ぞやの吟味から始める必要がある、此事は注意せねばならぬ。

五

人格を高めるには、精神上的の養ひを採ることを粗略にしてはならぬ、物を食はねば瘦せる通り、人も精神上的の養ひを採ることを怠れば、品格が落ちて見すばらしくなる、然かのみならず其影響として體質も早く老衰する、兎も角も教育のない人は年よりふけて見えるのは事實である而して又社會の空氣と懸け離れて、刺戟の少ない所に生活する者は、動もすれば時代後れとなる虞がある、故に是等の點に鑑みて司獄官は、常に讀書を廢せぬことが必要である。

六

書を讀まざれば道を知らずとは、古人の誨であるが、昔も今も毫も變りはない、否世が進歩するに従ひ、人間の行事も複雑になつてくるか

ら、今はより以上に讀書の必要を感せざるはあ
るまい、吾人は多忙になればなる程に讀書の必
要は加はつてくる、徒らに多忙に藉口して讀書
を廢するは、不合理にして且つ弱行者の事と云
はねばならぬ、冀くは讀書會でも興し、盛んに
新知識をも善へ徳性をも涵養したいものである

○藥 籠 (二八)

大阪 荻屋老龜

△犯罪の三動機

米國醫學博士ワローレン、スタール氏の説に、

一、財物を獲得しようとする本能から出て來る犯
罪、

二、生殖的本能から來る犯置、

三、争鬪的本能から來る犯罪、

△醍醐帝十二條の訓誡

一、酒を嗜む勿れ、

二、多言する勿れ、

三、自家の事を妄に他人に語る勿れ、
四、好んで人の不善を説くものを避けよ、
五、甲乙疎あり、己れ乙と善ければ進退行止眼を
甲に注ぐべし、
六、狂態の徒を友とする勿れ、
七、大に怒ること勿れ、
八、格謹篤行にして慢逸の心を生ずる事勿れ、
九、車駕衣服華美を競ふこと勿れ、
一〇、妄に他人の物を借る事勿れ、止むを得ずし
て之を借らば、日を限りて之を返すべし、
一一、之れを知るを知るとせよ、知らざるを知ら
ずとせよ、
一二、人と對話する時、他を見ること勿れ、

△上り阪? 下り阪?

坂を登るのは艱難である、苦辛である、之に反
して坂を降るのは容易である、得意である、我輩
が人生の行路を行くにも道が容易であり得意であ
つたならば、其道は降り坂に向ふものと思はねば
ならぬ、又困難辛苦に出逢ふならば、自分は進歩

の坂を上りつゝあるものだと思つて、力をこめて
ここを打ち越えるやうにせねばならぬ。(求道録)

△忍 辱

忍辱が惡邪を防ぐ楯たるは、衣服が寒氣に抗す
る防禦物たるに同じ、蓋し寒氣の増すにつれて衣
服を重ね行けば、如何なる寒氣も爾を損ふ力がな
いてあらう、されば爾若し恐るべき惡邪に出會ひ
なば、最後まで忍び通せ、さらば如何なる惡事も
爾の心を惱ます力がないてあらう、(レオナルドダ
ウキンチ)

△龜

支那人に龜を忌み嫌ふ、龜は忘八といひて孝悌
忠信禮義廉耻の八つの耻を忘るゝものとしてをる
然し龜は天氣を豫知するものとしてをる、故に他
人に關して天氣を問ふのは非常に侮辱となる、

△愛國心の要素

- 一、風土の美、
- 二、同一血族
- 三、同一言語、
- 四、同一歴史、
- 五、同一風俗習慣、
- 六、同一宗教、

△無限の喜び

爾人に譏られなば、打たれざりしを喜べ、爾人
に打たれたらば、傷けられざりしを喜べ、爾傷を
受けたらんには、殺害せられざりしを喜べ、(エビ
クタタス)

△千原夕田獄中之詩

窮不_レ尤_レ人豈_レ怨_レ天、唯悲老母獨潛然、永山夜雨蕭
々々、隔_レ壁弟兄愁不_レ眠、

慶應三年勤王の士起り、日田の代官所を改めた
役人散々に逃亡す、後松方侯日田縣知事として
赴任せられた、夕田は日田の町内に住んで淡窓
の弟子であつた、讒者松方知事に訴へて、夕田
の財産は代官所没落に乗じ私したるものである
というた、即ち夕田は入獄せしめらるゝに至つ
た、町民は平素の慈心に感ぜるもの故、太宰府
迄十五里、老幼諸共參詣して、無事出獄を祈つ
た、松方知事部下を調査して之を知り、感じて
之を放免した。

△養 氣

昔茶山の話に、富貴の家に生れた人は、幼年の時から氣儘に育つ、そこで少し氣に入らぬ事があると、直ちに茶碗を取て投げつける、それを彼是れと注意すれば直に蒲團を被つて寝て仕舞ふ、それを親や女中が往つて氣嫌を取る、此様の生活を五年十年と續ける中に完全なる放縱性に成り上つて仕舞ふ、これが放縱の心を養ふといふものである、孟子が我能く浩然の氣を養ふといふてあるが其の養ふといふ意味が分らぬならば、富貴の家に生れた人の放縱性を養ふことに就て考へて見れば能く分る。

△樂翁公の襟度

公十二才の時、麻布鳥居坂なる旗下の士戸川内膳の邸宅から出火して、其の邊の町家多く類焼し焼死した者等があつたので、その時の落首に、

この火事は人の命を鳥居坂
これより上の戸川内膳

とあつたのを、人々皆覺めて、如何にも口巧者に詠んだものだと評して居つた、此の時公例の側に

あつて、余が詠むならば、さうは云はないよと云はれた、奥醫師某、然らば何と御詠みなさるかと問うた、初めの程は辭退して居られたが、強ひて問ふので左の如く正された、

此の火事は人の命を鳥居坂
怪我の事なり戸川内膳

一首の意、全く反對となつて、過失の止むを得ざるに出づる事を明かにせられた、人の上たる度量が備つて居ると云ふので、人々何れも末頼もしく思ふた、

△さそふ嵐

改心する積りても、誘惑を恐れよと云ふ意、
折りえても心ゆるすな山櫻

さそふ嵐のありもこそすれ

(佛國禪師)

通信

彙報

◎少年夏季講習會 前橋監獄職員同盟會に於ては毎年小學校の夏季休業期間標記の會を開き居りしが本年も例の如く第六回を開くこととなり七月三十日午後一時より家族會を兼ね其開會式を公會堂に於て擧げたり當日の參會者は二百三十名龍野教務主任の開會の辭ありて君ヶ代を合唱し次で舎長渡邊典獄の挨拶並訓話及招請せる舟澤前橋高女校長の講話あり茶菓の後午後五時終了講習は八月二日毎日午後二時より三時半迄にて出席兒童は四十名の由なるが今回は幸職員の家族にて小學に教鞭を採り居る石井、宇野の二女史に兒童の教導を囑託することとなりたるより大に便益を得又講習監督として職員中より木部、生島二氏を囑託し尙教誨師は交々訓話を試み善導に努めつゝありて職員一同は勿論關係學校にては非常に喜び居れりと。

◎分監、出張所の新設及出張所廢止 靜岡監獄沼津出張所は七月十四日限り廢止され同時に同所に靜岡監獄沼津分監を設置されたり。
▲長野縣北佐久郡岩村田町に長野監獄出張所を新設し長野監獄岩村田出張所と稱し本年五月三十一日より事務開始されたり。

◎少年囚逃走未遂 浦和監獄川越分監在監受刑者放火未遂懲役二年六月並原李左衛門(一九)窃盜懲役二年原田邊雄(一八)は七月十四日他の少年囚四十五名と共に同監耕転地に出役し大豆畑除草に従事午後二時三十分頃除草運搬の際畑の一隅に至りたる機會に看守の隙を窺ひ兩名連鎖の儘逃走を企てたるを現認され看守は直に之を追跡し現場を距る三丁餘の竹箆中に逃入りたる所を逮捕せり、原因を取調ふるに邊雄は目下兩親共病褥に在り墓郷心に堪へず且つ不日坐業に轉業せらるべきを厭ひたるより衝動的に逃走を企て連鎖の李左衛門を勸誘したるに稍低能の李左衛門は深く考ふる所なく之に同意したるものなりと。

◎逃走囚逮捕 昨年六月十日網走海岸に棧橋架設の爲出役

中なりし網走監獄在監囚久保市太郎(五〇)が作業終りて歸るる船中より湖中に飛入り何處ともなく逃走し其行衛捜索中なる旨其當時報道し置けるが其後同監に於ては本人の本籍地に立廻るべきを思ひ其警察署に通報し逮捕方を依頼し置けるに果せる説去る七月十四日同地に立廻れる所を警察署の手に逮捕せる由。

○**京都監獄宮津分監拘禁窃盜懲役二年六月中村市太郎(三三)**は去る五月七日同分監へ移送されたるものなるが移監に付き不平を稱へ本監へ送還方出願せざるも容れられざるより無根の事實を捏造し京都市西陣警察署刑事に賄賂せり或は餘罪あり等と稱して自首書を提出し本監へ送還の目的を達せんとして得ず並に逃走の決意を爲せしが如く其決行に遂遂中自然作業成績不良の結果を來し爲めに看守部長より叱責を受けて尤奮の狀ありしが七月十八日午後四時四十五分頃夕食後身體検査の上收監の際恰も當時中央見張所に於て監視の任に當るべき看守部長が偶炊場の器具點檢に赴きて不在なるに乗じ廊下より工場に通ずる廊下の出入扉に施錠なく且つ日曜日として戒護の手薄なるを奇貨とし同所より脱出し短衣掛の突棒を取外し之を用具として洗面場の屋根に登り次で工場の屋根に至り該所より約五尺を隔つる外圍板壁に飛付きて險越逃走し同監を距る十町餘なる山林中に入らせり、間もなく戒護看守は他人の告知により直に捜査の手配を爲し看守等追跡し同五時二十分頃前記山林中に潜伏せる所を難なく逮捕歸監せり。

○**被告人逃走** 鹿兒島監獄川内出張所拘禁窃盜被告田田茂

(三五)は性質粗暴感情に激し易く動もすれば不穩の舉に出づるを以て屢々訓諭せるに近來稍々謹慎を表し普通の行狀を保てるものなりしが七月十日午前九時頃文書主任に面會を求め轉業其他處遇上につき出願せるに文書主任は所管外に關するを以て戒護主任に依頼すべきやう諭示したるに本人は之を得せし如くなりしも後に至り到底己が願意の徹らざるを思ひ尤奮せるもか晝食の配食後突如中央書信室竝に調所窓硝子を木槌及煉瓦を以て破壊し始めたれば戒護看守福付け制止せんとしたるも逆上せる房太郎は怒の形相凄しく密らば打殺すぞと叫びつゝ、同所中央の階段を馳せ上り二階入口の戸を突破し二階回轉窓より屋上に出で同所に接續せる窓硝子屋根瓦を手當り次第に破壊せるより報に接したる戒護主任は現場に馳付け看守部長に命じて梯子により屋上に登らしめ遂に部長の手に取押へたり。破壊せる硝子百五十九枚瓦四百三十五枚に及びたりといふ。

○**受刑者傷害** 名古屋監獄在監受刑者窃盜懲役十年鶴岡徳松(四五)は七月十八日午前六時五十分頃工場に於て提灯貼方に從事せしが同工場雜役夫の際に乗じて提灯貼用紙の截断丁を竊取し當時洋服裁縫に從事せる竊盜懲役七年石黒政五郎(三三)の背後より頭部、顔面、背部等に所厭はず斬付けたる騒ぎに戒護看守直に駆け付け協力して加害者を取押へ被害者を病監に收容應急手当を施したるが當時出血甚しく人事不省に陥り脈博微弱貧血狀態に在りて食慾不進なりしも幸に傷部化痰なかりしがば生命には別狀なかる

三郎(四二)は六月二十四日偶々連日の霖雨霽れの晴天を見るに至りたるより午後二時三十分頃より運動の爲め出房せしめられ監房前庭に於て運動旁觀草に從事しつゝありしが同四時頃偶一頭の鹿現はれ監房床下に潛入したるを認めたる看守之を追拂はんと思の位置より五六歩離れたる隙に乗じ卒然逃走して事務室と監房との間を通過し表通用門小門の施錠しあらざるを開きて脱出して附近の桑園に逃込み一旦姿を晦したるも再び同所を出で同出張所を距る四丁餘の山林小門に入りたり。一方出張所に於ては休憩中の看守部長は表通用門小門の開閉したるに任ぜし看守も被告の逃走を見るに被告の姿見えず被告の戒護に任ぜし看守も被告の逃走を急視したるを以て直に追跡すると共に一面本監及各警察署に急報したるに本監より看守長以下三名の應援者を出し警察署よりは警部補以下十數名の巡查を急派し各部署を定めて極力捜査中なるも未だ逮捕するに至らず。

○**警察押送中受刑者逃走** 福岡地方裁判所に於て恐喝未遂公私文書偽造詐欺未遂事件にて判決を受け爾後上告の末七月十二日上告棄却と爲り懲役一年六月の刑確定せる藤井寅次(四三)は刑執行の爲め福岡警察署巡查の手に福岡監獄へ押送途中巡查の隙を窺ひ逃走を決行し未だ逮捕されざる由。

○**受刑者暴行** 高松監獄在監受刑者窃盜懲役七年宇山房太郎

原因を取調ぶるに加害者たる徳松が他囚に對し強暴行爲を挑みたるを拒絶せられしは被害者たる政五郎が妨害せるものと思ひ斯る犯行に及びたるものなりと。

○**金運監獄在監受刑者窃盜懲役八年森口捨吉(二七)**は七月二十九日工場に於て機械工に從事しつゝありしが午前十一時二十分頃並食終りて間もなく豫て隠し持ちたる作業用鉄を振つて同工場出役者窃盜懲役八年楠本彌助(三七)の背後より斬付け頭部、左腕等に全治七日を要する創傷を負はしめたり。因に被害者彌助は多辯にして屢々同囚間に疎隔紛争を醸さしむるが如き言動ありて同囚間に攘斥せられ居たるものなりといふ。

○**緘死一束** 和歌山監獄在監囚窃盜偵檢領懲役一年高宮ハルエ(五二)は五月廿七日午前六時過工場附屬物置内に於て緘死原因は解放間近となり郷團に歸るも合す顔なきを思ひ煩悶せるものらし。

○**三池監獄在監囚窃盜逃走懲役十二年山ヶ鼻岩松(三七)**は熱病に冒され精神尤奮の結果六月三日午前六時廿分病監に於て自己の帯を格子に結付けて緘死す。

○**鳥籠監獄在監囚窃盜懲役八月高津竹次郎(二〇)**は入監以來兩親に申譯なしと口走り居たるが前非悔悟の餘六月一日午前七時廿分頃居房に於て手拭、襪、及蒲團の掛拂を結合したるものを用ひて緘死せり。

○**福岡監獄在監囚強姦致傷懲役三年中島男太郎(四五)**は平素兇暴

に依り入監せり云々と口走り居たるが六月十二日午前十一時二十五分頃居房(稱房)に於て三尺帯を用ひ鐵格子に垂下殺死す。

〇鹿兒島監獄拘禁賭博被告森田太郎助(四九)は會て家事整理の爲保釋出願せし許可されず農繁期に際し家政上の事を苦慮し居たるが六月二十日午後一時十分頃居房に於て自己の兵兒帯を用ひ居房の櫃器蓋錠硝子戸等を利用して殺死せり。

〇奈良監獄在監囚窃盜懲役三年大嶽竹次郎(三五)は入監以來胃腸變症に罹り病監に收容されしが病勢昂進し前途を悲觀せるものが七月一日午後十時頃居房に寢臥したる儘三尺帯を以て咽喉部を緊縛して殺死し居たり。

〇大阪監獄在監殺人死刑確定囚松田竹藏(四二)は死刑執行期を思ひ煩悶遣る方なく七月三日午後四時三十分頃其居房に於て兵兒帯を以て殺死せり。

〇縊死未遂

岐阜監獄拘禁殺人被告藤山幸次郎(四四)は六月二十日午前一時頃居房に於て手拭と襪を纏合せ之を以て縊死せしを當番看守直に發見し應急手當の結果間もなく蘇生せり。

〇福島監獄拘禁殺人未遂被告藤田保壽(三七)は七月二十一日午前四時三十分頃角帯を居房の格子柱にかけ洗面桶括を踏臺として佇立し居るを巡警看守に於て發見し自殺の意あるを知り其不心得を諭せるも斷行せんす有様なるより他看守の應援を求むべく房前を數間距りて引返したる其間に縊首垂下せるより直に房内に入り懸釜手當を加へたるに間もなく蘇生せり。

公文

〇司法省會甲第二五〇二號

(大正九年八月十日司法省管內各官廳宛 司法大臣訓令)

司法省所管內國旅費規則中左ノ通改正シ大正九年六月一日以降ノ旅行ニ付之ヲ適用ス但シ第六條及第十三條ノ規定ハ大正九年八月十五日ヨリ之ヲ施行ス

右訓令ス

第四條中「授業手」ノ下「自動車運轉手」ヲ加フ

第六條 在勤廳所在地ノ市區町村內ノ出張ニシテ其ノ行程二里以上ニ涉ルトキハ定額三分ノ一額ノ日當行程四里以上ニ涉ルトキハ定額二分ノ一額ノ日當ヲ支給ス

第六條ノ二 在勤廳所在地ノ市區町村內ノ出張ニシテ其ノ行程二里以上ニ涉リ公務ノ都合ニ依リ宿泊ヲ要シタルトキハ定額三分ノ一額ノ日當ト定額ノ宿泊料ヲ行程四里以上ニ涉リ同上宿泊ヲ要シタルトキハ定額二分ノ一額ノ日當ト定額ノ宿泊料ヲ支給ス

第六條ノ三 在勤廳所在地又ハ在勤廳所在地外ノ市區町村內ニ

〇受刑者變死 三池監獄在監囚強盜強姦強盜傷人懲役二十年強劫盜懲役五年山田音吉(三五)は他囚二名と共に宮ノ原炭坑内に於て支柱夫として木積に従事申七月十四日午後零時十分頃俄然天井若石落下し其下に壓迫されて即死を遂げたり。

叙任

秋田監獄大曲分監長ヲ命ス 看守長(豊多摩) 西原 幸藏
松江監獄勤務ヲ命ス 看守長 大曲分監長 高木 安治郎
豊多摩監獄勤務ヲ命ス 看守長(徳島) 今 井 決
長野、膳所、岐阜各監獄ノ巡廻ヲ命ス 監獄事務官 松 井 和 義
松井監獄事務官出張ニ付隨行ヲ命ス 司法屬 渡 邊 新 吾

於テ陸路三里鐵道二十四哩水路十五海里以外ノ地ニ出張スルトキハ鐵道賃、船賃及定額ノ車馬賃ヲ支給スルコトヲ得
交通不便其ノ他ノ事由ニ因リ特ニ多額ノ船車馬賃ヲ要シタルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス其ノ實費ヲ支給スルコトヲ得
第六條ノ四 在勤廳所在地ノ市區町村內ニ於テ官用ノ船車馬等ニ依リ陸路三里鐵道二十四哩水路十五海里以外ノ地ニ出張スルトキハ定額三分ノ一額ノ日當ヲ支給ス
第十一條 特別ノ必要ニ依リ月額又ハ日額ヲ以テ旅費ヲ支給セントスルトキハ豫メ司法大臣ノ認可ヲ受クヘシ
第十二條 判任官以下ニ對シ旅費ノ定額ヲ減シ又ハ其ノ全部若ハ一部ヲ支給セサル必要アルトキハ各廳長官ニ於テ之ヲ決定シ同時ニ其ノ顛末ヲ司法省會計課長ニ報告スヘシ
第十三條 臨檢、捜査、兼補又ハ代理ノ爲メ出張スル場合ニ於テ支給スル日當及宿泊料ハ樺太ヲ除クノ外當分ノ内左ノ額ニ依ル但シ内國旅費規則第八條及第九條ニ依リ日當ノ半額以内ヲ支給スル場合ヲ除ク

官階	區分	
	日	當
奏任官	五等以上	五
	六等以下	四
判任官	五級俸以上	二
	六級俸以下	四
宿泊料	五等以上	六
	六等以下	四

- 一、奏任官待遇者ハ奏任官六等以下ノ額ニ同シ
- 二、判任官待遇者ハ判任官六級俸以下ノ額ニ同シ

○司法省會甲第二五〇三號(同上)
 內國旅費支給手續中左ノ通改正ス
 右訓令ス

第二條ニ左ノ一項ヲ加フ

鐵道旅行又ハ水路旅行ノ場合ニハ市區町村ニ於ケル路程計算ノ起點及停車場又ハ波止場間ノ里程ハ陸路旅行ノ旅程ニ算入ス

第四條第三項削除

第四條ノ二 移轉料計算ニ付陸路又ハ水路ニ依ル場合ニ於テハ陸路一里ハ鐵道八哩水路一海里ハ鐵道二哩ノ割合ヲ以テ之ヲ換算ス

第四條ノ三 家族移轉料ハ本人ト同一戶籍内ニ在リテ本人ノ携帶スルコトヲ要スル家族ニ付之ヲ支給ス

第六條 旅行日記ニハ旅行ノ用務發着日月及地名、經過路程、滞在日數、家族移轉料ヲ受ケル者ノ氏名(十二歳未満家族ニ付テハ其ノ生年月日記入ヲ要ス)其ノ他必要ナル事項ヲ記載スヘシ

旅行日記ニハ適宜ノ箇所ニ當該長官ノ認印ヲ受ケヘシ

- 第八條 第三項削除
- 第十二條 在勤廳所在地ニ接續スル市區町村又ハ其ノ一部ニシテ所在地ニ準スル適當ト認ムル區域内ノ出張ニ付テハ仕拂命令官ハ在勤廳所在地ノ例ニ依リ旅費ヲ支給スルコトヲ得
- 第十三條 削除

○司法省會甲第二五〇六號

(大正九年八月十日附各裁判所、
 檢事局、監獄、宛司法官通牒)

移轉料ニ付依命通牒

這回司法省所管內國旅費規則改正ニ依リ移轉料支給額別紙ノ通改定相成候

(別紙)

等	級	二百哩以内	四百哩以内	六百哩以内	六百哩以上
第一號	級	百五圓	百二十圓	百三十五圓	百五十圓
第二號	級	百五圓	百二十圓	百三十五圓	百五十圓
第三號	級	五十五圓	七十圓	八十五圓	百圓
第四號	級	五十五圓	七十圓	八十五圓	百圓
第五號	級	三十五圓	四十圓	四十五圓	五十圓
第六號	級	二十圓	二十五圓	三十圓	三十五圓

第二表ノ内(内地旅費額)

等	級	鐵道賃	船賃	車馬賃	日當	宿泊料	食卓料	移轉料
第一號	甲	定一價等	定一價等	九十錢	六圓	八圓	二圓五十錢	百五十圓以内
第二號	甲	定一價等	定一價等	九十錢	五圓	七圓	二圓五十錢	百五十圓以内
第三號	甲	定二價等	定二價等	七十五錢	三圓	五圓五十錢	二圓	百圓以内
第四號	甲	定二價等	定二價等	七十五錢	二圓五十錢	四圓五十錢	二圓	百圓以内
第五號	甲	定三價等	定三價等	六十錢	二圓	三圓五十錢	一圓二十錢	五十圓以内
第六號	甲	定三價等	定三價等	四十五錢	一圓五十錢	二圓八十錢	八十錢	三十五圓以内

一、鐵道運賃ニハ通行稅ヲ含ム

二、鐵道五十哩以上ノ旅行ニ在リテハ普通急行料金を支給ス但シ急行料金を徴セザル線路ニ依リ旅行スル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

三、船賃ハ旅客運賃(通行稅及船賃)及急行料金を依リ鐵道賃ノ例ニ準シ之ヲ支給ス

○新刊紹介

新刊『暗と光』全一冊 清泉芳巖氏著

四六版二百四十六頁 定價一圓三十錢也
 東京小石川區原町 丙午出版社發行
 芳巖清泉君は東洋大學の出身にして初め加藤咄堂氏の許に在りて助手たり此間『美人禪』外數種の著書あり大正五年一月聘せられて小菅監獄内『窓の光』編輯部に入り爾來専ら同誌の編輯に従事し毎號得意の健筆を揮ひ傍ら隨時著書あり本書も其一にして最新著なり本書集むる所『闇の巷』以下十九篇、何れも哀話にして又た佳話なり卷頭犯罪ロマンスを標榜するも悉く改善美談に歸するとこの頗る意を得たるの感あり、要するに『覺めたる友』の姉妹篇と稱し得べく、在監人看讀用に適するは勿論、司獄官並に保護職員の參考とすべき點尠からず由來此種の著書甚だ乏し斯界の爲め本書の出現を歓迎す(Ｋ生)

堀内新泉氏著

●立誌『人の親』全一冊 四六判 定價壹圓參拾錢

●發行所 東京市神田區神保町 進 省 堂 ●
 本書は立志小説界の泰斗として名聲噴々たる堀内新泉が曩に『僕達のお父さん』と題して物せる氏の著書中の白眉たりしものなり。當時出版界の驚異として普く世人の推賞措かざりしが、這回小菅監獄教務主任尾原靜乘師、本書の廣く在監者看讀用として普及せば其裨益するところ甚大なるべきを思ひ、著者に勧め茲に『人の親』と改題。新裝、改版して更に出版界に見みゆ。全篇感謝主義を以て一貫し興味津津々として盡さざる裡に無限の人生訓を藏するところ、立志小説なると共に一面又宗敎小説としても見るべく、蓋し現時稀觀の名著たるを疑はず。在監者の伴侶として必適の良書たるは言ふを俟たず、廣く一般家庭の絶好讀物として敢て推獎を吝まざるところなり。(Ｋ生)



原下

卓一 井香潤 共著

(勝友叢書) (第六編)

獄中日記 假出獄まで

菊判百九十四頁 定價金壹圓 郵送料六錢

最新刊

本書は著者十數年の間監獄教誨に従事せる傍仔細に囚情を視察し日々の教誨の際に受刑者の眞面目なる懺悔告白を聞く毎に一々之を書留め置き今回之を纏めて一人の受刑者が一年三百六十五日間の日毎の感想を綴れる日記の如くに編述せるものにして獄中生活の實狀受刑者の改過遷善せる徑路等を著者一流の麗筆を以て細叙し行文平易、流暢、在監者の看讀書籍として適當なるは勿論其他刑事學者並に心理學者に在ても偉大の研究資料たるを信じて疑はず、仍て之を江湖に推獎す

發行所

東京市麴町區西日比谷町一番地 振替口座番號東京二五〇五九

監獄協會

會費ヲ振替貯金ニ拂込マルル
場合ノ注意

口座
番號
東京貳五〇五九番

加入者
氏名
監獄協會

大正九年八月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行兼
編輯人
東京市牛込區市谷富久町六拾番地
北島良吉

印刷人
東京市四谷區愛住町二番地
磯村政富

印刷所
東京市神田區中猿樂町十七番地
中外印刷株式會社

發行所
東京市池町區西日比谷町壹番地
電話新橋壹六八番
監獄協會

賣捌所
東京市四谷區愛住町二番地
東京書院